

REPORT 2026

HIROSHIMA
MIDORI SHINKIN
BANK

いつでもどこでもハートフル
広島みどり信用金庫



ごあいさつ

GREETING

皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第78期（2025年度）の業績推移や1年間の活動状況をとりまとめたディスクロージャー誌「REPORT 2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

2025年度の我が国経済は、インバウンド需要などに支えられ、穏やかな回復基調が続いているものの、円安の進行や海外経済の動向、地政学的リスクの高まりなどが物価や企業活動に影響を及ぼしており、先行きは依然として不透明な状況にあります。また、地域経済を支える中小・零細企業においては、人手不足の深刻化に加え、原材料費や労務費の上昇分を価格へ転嫁することが難しいなど、収益環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと、当金庫は、円滑な資金供給に努めるとともに、経営改善、事業承継、創業支援、販路拡大、さらにはデジタル化への対応など、お取引先が直面する様々な課題の解決に対し、従来以上に対話を重視した伴走型支援に取り組んでまいりました。

また、経営面におきましては、経営管理態勢の強化や法令等遵守（マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策を含む）の徹底やサイバーセキュリティ対策をはじめとする各種リスク管理の高度化に取り組むとともに、急速に進展するデジタル化社会に順応すべく、より利便

性の高いサービスの提供に努めてまいりました。

その結果、預金の期末残高は前期より2億34百万円0.24%減少し947億53百万円に、貸出金は3億34百万円0.84%減少し391億41百万円となりました。

損益状況につきましては、コア業務純益3億46百万円（対前年度比40百万円増）、経常利益2億17百万円（対前年度比18百万円増）、当期純利益1億54百万円（対前年度比3百万円減）と増収減益となりました。金融機関の健全性、安全性を示す自己資本比率は16.98%となり国内基準で求められる4%を大きく上回り十分な水準を維持しております。

なお、普通出資金配当率は4%とさせていただきます。

さて、2026年度におきましても、新中期経営計画「支援力の強化と変革への挑戦～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」のもと、役職員一丸となって地域やお客様の課題解決に取り組み、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります所存でございます。

今後とも、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月

理事長 **小林 明宗**



【基本方針】

1. 中小企業並びに国民大衆のための金融機関として産業経済の繁栄に貢献することを目的とする。
2. 役職員は和協一致目的達成に努力する。

【経営理念（中期経営計画）】

1. お客さまの「資金繰り支援」「本業支援」「経営改善支援」「事業承継・再生支援」などにより個人・地域社会の課題解決に努め持続可能な経営基盤の再構築を図る。
2. 人口減少・超高齢化といった地域社会の課題に相互扶助の経営理念と協同組織の特性や強みを活かし地域金融機関として地域から信頼を得られる活動を展開する。
3. 経営理念・経営方針に基づく行動の実践とコンプライアンス態勢の強化を図る。



シンボルマークの意味

みどり（MIDORI）の頭文字Mを図案化したものです。鳥が羽ばたくイメージによって躍動感を、連なる山々のイメージによって融合感を表現し、未来への飛躍・発展する当金庫の姿を表しています。カラーは中国山地に萌える新緑を思わせるような明るいグリーン。地域とともに実り豊かに成熟していくことを意味しています。

M	MIND	まごころ
I	INFORMATION	情報
D	DYNAMIC	活力
O	OUR	わたしたちの
R	REAL	真実
I	INNOVATION	革新

CONTENTS

ごあいさつ	1
基本方針、経営理念、シンボルマークの意味、コンテンツ	2

事業の概況

業績の概要	3～4
地域社会との関わり	5
1年間のトピックス	6
SDGsへの取り組み	7
地域密着型金融への取り組み	8～10
働きやすい職場づくりへの取り組み	11

みどりしんきんについて

当金庫のあゆみ	12
組織体制	13
店舗一覧	14
経営管理態勢について	15～19
マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融防止に向けた取り組み	20
総代会制度について	21～22
業務内容（商品・サービス）のご案内	23～26
各種手数料のご案内	27～28

資料編

経営内容	29～39
不良債権等への対応	40
自己資本の充実の状況	41～51
索引	52

※本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。
※本資料の計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

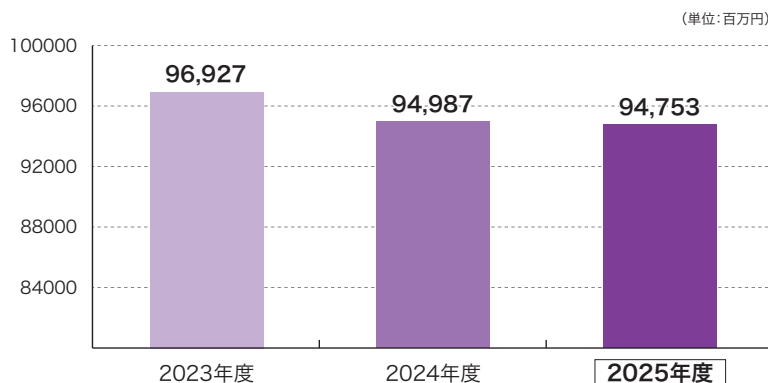
業績の概要

預金積金について

94,753百万円

預金積金残高は、法人預金が増加した一方で、地方公共団体の定期預金の減少などにより、対前年度比234百万円減少の94,753百万円（減少率0.24%）となりました。

引き続き、地域のお客様のニーズに応じた商品・サービス提供に努めるとともに、安定した預金基盤の維持・拡充に取り組んでまいります。

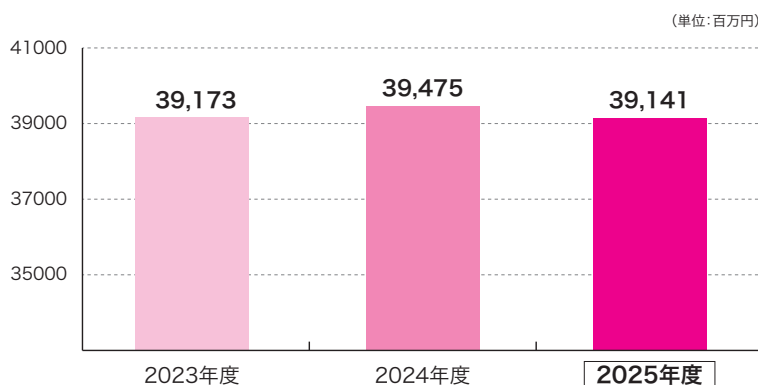


貸出金について

39,141百万円

貸出金残高は、地方公共団体向け貸出の返済が進んだことを主な要因として、対前年度比334百万円減少の39,141百万円（減少率0.84%）となりました。

今後も、地域のお客様との対話を大切に、資金ニーズに応じた円滑な資金供給に努め、地域経済の発展に貢献してまいります。

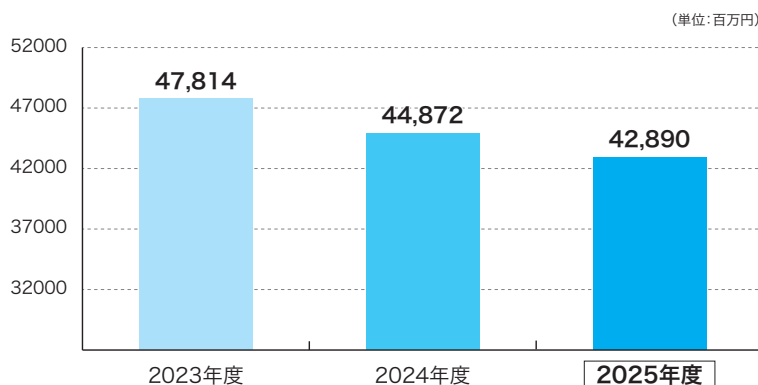


有価証券について

42,890百万円

お客様からお預かりした資金の一部は、有価証券で運用しております。

資産・期間の分散や、投資のタイミングを図る等運用リスクを抑制しつつ、安定的な利息配当金収入の確保に努めております。



(その他有価証券で時価のあるもの)

(単位: 百万円)

区 分	2025年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
その他有価証券	38,390	42,657	△ 4,267
株 式	669	159	509
債 券	28,015	32,279	△ 4,263
その他	9,705	10,218	△ 513

(満期保有目的の債券で時価のあるもの)

(単位: 百万円)

区 分	2025年度		
	貸借対照表計上額	時 価	含み損益
満期保有目的の債券	4,484	3,925	△ 558

収益の状況

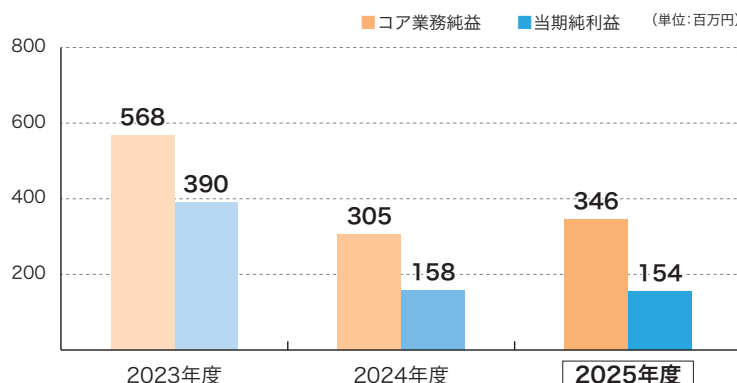
【コア業務純益】346百万円

【当期純利益】154百万円

金融機関本来の事業活動による利益を表すコア業務純益346百万円（対前年度比40百万円増加）、当期純利益154百万円（対前年度比3百万円減少）と増収減益となりました。

コア業務純益とは

貸出金や有価証券等の受入利息や手数料等の収入から、預金等の支払利息や支払手数料、経費等を差し引いた「業務純益」より、一般貸倒引当金繰入額および国債等債券の損益を控除したもので、金融機関本来の事業活動による利益を表しております。

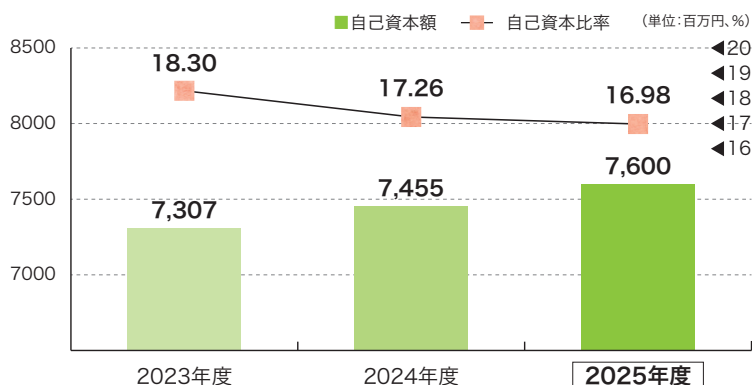


自己資本の状況

【自己資本比率】16.98%

自己資本額は、対前年度比145百万円増加の7,600百万円となりました。永年の利益からの蓄積である内部留保（無コスト資金）を中心に自己資本の増強をはかっており、自己資本の内容は充実しております。

金融機関の健全性を示す代表的な指標である自己資本比率は、リスク・アセット等が対前年度比3.60%増加したため、16.98%（対前年度比0.27ポイント低下）となったものの、自己資本比率規制における国内基準の4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。



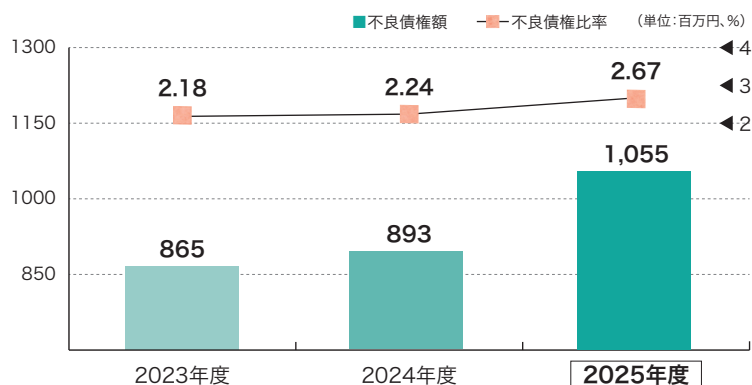
不良債権の状況

【不良債権比率】2.67%

不良債権額は、対前年度比162百万円増加し、1,055百万円となりました。

この結果、総与信に占める開示債権の不良債権比率は、対前年度比0.43ポイント悪化し2.67%となりましたが、法令等に基づき厳格な償却・引当を行っており、経営の安全性に問題ありません。

今後におきましても、資産の健全性をより強固なものとするため、一層、リスク管理の徹底・強化に努めてまいります。



地域社会との関わり

私たち広島みどり信用金庫は、広島県北部地域を主な事業区域とし、お客様からお預かりした大切な資金を、地域の企業や暮らしのために生かし、また地域の様々な支援活動や街づくりにも取り組んでいます。

金融という枠を超えて、地域の皆様と信頼の輪を築きながら、ともに歩み、ともに成長していける存在でありたいと考えています。

地域社会との
関わり



1年間のトピックス

2025年

4月

- 新入職員入庫式

5月

- 第58回春の七塚原写生大会ボランティア活動

6月

- 庄原市「特定居住支援法人」の認定
- パートナーシップ構築宣言の公表
- 第77期通常総代会
- SBC6月例会（三次ブラックパールズとの交流会）の開催
- みどりしんきん特別定期預金「しっかり貯蓄便」販売開始
- 未来応援定期積金「そなえたい」販売開始
- 「信用金庫の日」取組実施

7月

- 二地域居住コンソーシアム第1回会議開催
- 「三良坂祇園まつり」参加
- 「三次きんさい祭」参加

8月

- よろず支援拠点出張相談会の開催
- 「七夕まつりinふるさと高野」参加
- 「ヒバゴン郷ふるさと どえりゃあ祭」参加
- 「庄原よいとこ祭」参加

9月

- 出前講座「マナー講習会」の開催（広島県立庄原実業高等学校）

10月

- みどりしんきんDXフェアの開催
- SBC国内視察研修旅行（尼崎市、2025大阪・関西万博）

11月

- 県内4金庫合同マルシェの開催
- みどりしんきん「ゆく年くる年定期預金」販売開始
- 「備後東城お通り」参加

12月

- 日本政策金融公庫と連携協定を締結
- 「よい仕事おこしフェア～地域を応援！信用金庫がつなぐ大商談会」参加



1年間の
トピックス

2026年

1月

- 庄原市民会館ネーミングライツを取得
- 二地域居住コンソーシアム第2回会議開催
- 特殊詐欺防止表彰

2月

- みどりしんきん「ほっと・スプリング定期預金」販売開始

3月

- 健康経営優良法人2026（中小企業法人部門）認定取得



SDGsへの取り組み

当金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し、「地域の繁栄」、「みんなの幸福」、「地球環境の保全」を3つのテーマとして、地域とともに未来へ歩み続ける地域金融機関を目指します。

みどりしんきんSDGs宣言

地域の繁栄

みどりしんきんは、中小企業および地域住民のニーズ課題に応じ、金融サービスまたは各種の課題解決手段等の提供を行うことで、地域経済の発展・持続的な成長に貢献してまいります。

主な取り組み

- 経営支援、DX支援、人材支援、事業承継支援、創業支援、ビジネスマッチング等への取り組み
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 若手経営者の会（みどりしんきんSBC）の組織
- みどりしんきんSBC会員に対する融資商品「SBCスーパーファイナンス」の取扱い
- 庄原市キャッシュレス決済推進協議会と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 二地域居住の促進
- 保証協会・信金中央金庫等との連携による勉強会の実施



みんなの幸福

少子高齢化が進むなかで、みどりしんきんはシニア世代や子どもを中心に、きめ細かなサポートサービスの実践を通じて、地域の皆様の豊かな暮らしの実現に取り組んでまいります。

主な取り組み

- 地域行事やボランティア活動への参加
- 高齢者安心サポートサービス「ハートフル安心サポート」の取り組み
- 特殊詐欺被害防止への取り組み
- 高等学校へ出張授業「金融・経済教室」の実施
- 広島県子育て支援イクちゃんサービスへの参加
- 社会貢献債（ソーシャルボンド）への投資
- 昼休みの導入による働き方改革の推進
- 「心身ともに健康で働ける職場づくりと健康経営」への取り組み



地球環境の保全

気候変動・地球温暖化などの環境問題は、地域のみならず人類共通の課題です。みどりしんきんは、社会全体の環境保全に向けたCSR（環境への取り組み）はもちろんのこと、環境問題に配慮した投資を推進し、地域環境の保全に努めます。

主な取り組み

- 店舗への太陽光発電の設置
- クールビズ、ウォームビズの実施
- 使用電力量の削減
- ペーパーレス化への取り組み
- 環境配慮型通帳の導入
- ESG投資※の推進

※「ESG投資」とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の3つの観点から企業の将来性や持続性などを分析・評価した上で、投資先（企業等）を選別する方法のことです。

SDGsを2030年までに全て達成するには膨大な資金が必要であり、その資金調達手段のひとつとしても期待されています。また、ESG投資を推進することは、将来の私たちの生活を持続可能にすることにつながります。



SDGsとは【Sustainable Development Goals】：「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という基本理念のもと国境を越えた世界共通の目標として、2030年までに達成を目指す17の目標と169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて政府だけでなく自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。



地域密着型金融への取り組み

当金庫は、地域の皆様に最も身近な金融機関として、企業や個人のお客様が抱える様々な課題に耳を傾け、解決に向けて支援に取り組んでおります。お取引先企業等への定期的な訪問を通じて、ライフステージに応じたニーズを的確に把握し、最適な商品やサービスの提供を行うことで、地域経済の活性化と持続可能な街づくりに貢献してまいります。

地域に寄り添う金融支援と連携の取り組み



■二地域居住の推進に向けて「特定居住支援法人」の認定を取得

当金庫は、地域間の往来や多様な暮らし方を支援する取り組みの一環として、庄原市より「特定居住支援法人」の認定を受けました（認定日：2025年6月2日）。「特定居住支援法人」とは、国土交通省が推進する「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」に基づき、自治体が認定する制度です。

認定後は、関係機関・事業者・行政担当者などで構成する「二地域居住コンソーシアム」に参画し、会議や個別協議を重ねながら、二地域居住の受入体制の整備や事業化に向けた検討を進めております。

今後も、地域金融機関として関係機関との連携を深め、二地域居住の推進を通じた持続可能な地域づくりに貢献してまいります。



■日本政策金融公庫との連携協定を締結



当金庫は、日本政策金融公庫と「創業支援・事業承継支援に関する覚書」および「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しました。

相互に連携・協力し、創業や事業支援の支援を強化するとともに、災害等の危機事象発生時においても円滑な金融サービスを提供し、地域経済の活性化と復興・発展に取り組んでまいります。

■地域金融円滑化への取り組み

地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な課題の一つであると認識し、適切なリスク管理体制のもと、金融仲介機能の発揮に真摯に取り組んでまいります。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

【2025 年度実績】

新規に無保証で融資した件数	102 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.82%
保証契約を解除した件数	7 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1 件

地域密着型金融への取り組み

地域活性化のための取り組み



■みどりしんきんDXフェアの開催

当金庫は、リコージャパン株式会社と理研産業株式会社との共催により、「みどりしんきんDXフェア」を開催しました。「デジタルで加速する地域とビジネスの未来」をテーマに、業務効率化や働き方改革、セキュリティ対策などに役立つ各種DXソリューションを紹介し、地域事業者のデジタル化や生産性向上に向けた情報提供を行いました。また、会場では2025年10月施行の育児・介護休業法改正に関するセミナーも開催し、経営課題への対応を支援しました。



■県内4しんきん合同マルシェの開催

JR広島駅北口イベントスペースにて広島信用金庫や呉信用金庫、しまなみ信用金庫と合同開催しました。

「広島のお酒とおつまみ」をテーマに、駅の利用者へ庄原や三次の食の魅力を発信し、事業者の販路拡大の支援に取り組みました。



■「よい仕事おこしフェア大商談会」参加



東京ビックサイトにて、全国の信用金庫によるものづくりJAPAN&美味逸品大展示商談会「よい仕事おこしフェア」に参加しました。全国の信用金庫ネットワークを活かし、地域事業者の新規取引先の開拓や販路拡大などビジネス機会の創出に取り組みました。

■よろず支援拠点出張相談会の開催



広島県よろず支援拠点との連携により、出張相談会を開催しました。専門のコーディネーターが中小企業経営者や創業間もない事業者の経営課題や販路拡大などについて、個別相談を実施しました。

豊かな街づくりへの取り組み



■庄原市民会館ネーミングライツパートナー協定締結式

庄原市とネーミングライツパートナー協定を締結し、庄原市民会館のネーミングライツを取得しました。地域文化の振興と市民に親しまれる施設づくりを応援するとともに、地域に根差した金融機関として、地域の活性化に貢献してまいります。



■地域行事への参加

地元の祭事やイベントに参加することで、地域の皆様との交流を深め、繋がりを大切にしております。

「三次きんさい祭」や「庄原よいとこ祭」、「備後東城お通り」など多くのイベントに参加し、地域の皆様と交流を深めました。



地域密着型
金融への取り組み

■「信用金庫の日」の取り組み



1951年6月15日に信用金庫法が公布されたことを記念して、毎年6月15日を「信用金庫の日」と定めて、交通安全運動や花の種のプレゼント等を実施しております。

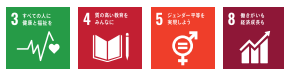
■特殊詐欺防止表彰



特殊詐欺被害を未然に防止した取り組みが評価され、庄原警察署より感謝状をいただきました。今後も地域の皆様が安心して暮らせる地域づくりに貢献してまいります。

働きやすい職場づくりへの取り組み

人材育成と職場環境の充実



■役職員合同親睦会の実施

役職員とその家族が参加し、りんご狩りやバーベキューを楽しむ合同親睦会を開催しました。部署を超えた親睦を図り、一体感のある職場づくりにつながりました。



■みどりしんきん野球部の活動



クラブ活動を通じた職員同士の団結力やチャレンジ精神は、日々の業務にも繋がっています。

■職員のスキル向上への取り組み



お取引先企業に応じた質の高い金融サービスを提供するため、当金庫では職員同士の能力向上に向けて、金庫内研修や関係団体主催の勉強会・視察・オンラインセミナーにも積極的に参加しています。

■健康経営優良法人の認定

2026年3月9日に経済産業省及び日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」により、「中小規模法人部門」における「健康経営優良法人2026」の認定を受け、5年連続の認定取得となりました。

これからも健康経営の取り組みを推進し、職員が健康でいきいきと働ける職場をつくることによって、お客様へのより質の高いサービスの提供を実現することを目指してまいります。



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門

■みどりしんきん 公式Instagram



地域の魅力やイベントの情報を発信しています！

当金庫のあゆみ

大 正

1920年 8月14日	有限責任庄原信用組合許可 (1939年 四種兼営に移り、戦時、農業 会法の施行により解散)
-------------	---

昭 和

1947年10月 8日	創立総会開催
1948年 2月 1日	有限責任 庄原信用組合として設立許可
1949年 4月	市街地信用組合として組織変更
1949年 7月18日	設立登記
1951年12月	信用金庫法施行により庄原信用金庫に改組
1952年 1月16日	大蔵大臣より信用金庫法による免許
1952年10月	比和支店 開設
1954年 5月	西城支店 開設
1964年12月	西城支店 新築落成
1965年 5月	口和出張所 開設
1968年 1月 8日	三河内政美 理事長就任
1974年 4月	本店 新築落成
1979年 4月28日	預金量 100億円達成
1980年12月	口和出張所 支店昇格
1982年 2月 5日	森信吟二 理事長就任
1984年 5月31日	証券業務取扱認可
1986年 3月24日	西城支店(拡張建替)新築落成
1986年11月29日	預金量 200億円達成
1986年12月 1日	高野出張所 新設落成
1988年11月 2日	比和支店 新築落成

平 成

1989年 8月 1日	高野出張所 支店昇格
1991年 3月26日	預金量 300億円達成
1991年 8月 1日	両替業務の開始認可
1991年11月11日	本店 日本銀行当座預金取引開始
1992年12月 1日	本店 日本銀行歳入代理店承認
1993年 4月 6日	三次信用金庫と合併調印式
1993年 6月 1日	西城・高野支店 日本銀行歳入代理店承認
1993年11月 1日	広島みどり信用金庫 誕生
1993年12月27日	預金量 600億円達成
1994年 6月 1日	営業地区拡張(広島市安佐北区)
1994年 7月 1日	比和・口和・三次・十日市・畠敷・三良坂支 店日本銀行歳入代理店承認
1995年 4月 3日	西日本建設業保証(株)取扱開始
1996年12月20日	本店増築工事竣工
1997年 9月30日	預金量 700億円達成
1999年 3月29日	ゆうちょATM との相互接続スタート
1999年11月29日	三良坂支店店舗新築移転オープン
2000年 3月 6日	デビットカードサービス取扱開始
2000年 8月21日	十日市支店店舗新築オープン
2000年12月 4日	しんきんゼロネットサービス取扱開始
2001年 3月 5日	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始
2001年 4月 2日	損害保険窓口販売取扱開始
2001年11月26日	「ひろしまネットサービス(HNS)」取扱開始
2002年10月15日	生命保険窓口販売取扱開始
2003年 2月 3日	個人向け国債販売業務取扱開始
2003年 4月21日	預金量 800億円達成
2004年 1月19日	マルチペイメント取扱開始

2006年 6月 7日

広島県国民年金基金加入申込受理業務
取扱開始

2008年 6月27日

森信正敏 理事長就任

2008年12月 9日

県立広島大学との包括協定締結

2009年 1月22日

営業地区拡張認可(広島市安佐南区)

2009年 2月20日

口和支店廃止(本店営業部承継)

2010年 4月 6日

東城支店開設

2012年 4月 1日

「みどりしんきんのなんでも相談」制度創設

2013年 9月 2日

医療保険・がん保険取扱開始

2013年11月24日

サングリーン相談コーナー「きんさいベルデ」開設

2014年 6月10日

株式会社日本政策金融公庫との業務提携締結

2014年 8月 8日

サングリーン出張所オープン

2015年 4月13日

庄原市役所包括協定調印式

2015年 6月16日

光永義則 理事長就任

2015年 6月26日

営業地区拡張認可(広島県内全域)

2016年 6月 1日

「三次市における高齢者等見守り活動に
関する協定書」の締結

2016年12月 6日

庄原市「避難所施設利用に関する覚書」の締結

2017年 2月 6日

株式会社商工組合中央金庫との業務協力
の覚書締結

2017年10月30日

三次支店店舗新築オープン

2018年 6月25日

三次市と三次市域における文化・観光・ま
ちづくり推進に関する連携協定締結

2018年 8月15日

預金量 900億円達成

2018年10月31日

サングリーン出張所廃止

2019年 4月15日

「高齢者安心サポートサービス」取扱開始

令 和

2019年 7月 1日

窓口営業時間変更(比和・東城・畠敷支店)

2019年10月15日

しんきん通帳アプリ取扱開始

2020年 4月 1日

窓口営業時間変更(西城・高野・三良坂支店)

2020年 7月 9日

広島県しんきん事業承継ネットワークに
関する協定締結

2020年10月30日

預金量 1,000億円達成

2020年11月20日

みどりしんきんSDGs宣言の策定

2021年 6月 3日

みどりしんきん公式Facebook・Instagram開設

2021年 6月18日

小林明宗 理事長就任

2021年 7月 1日

窓口営業時間変更(三次支店)

2022年 2月18日

庄原市キャッシュレス事業に関する包括
連携協定締結

2022年 8月30日

公共財団法人ひろしま産業振興機構との
連携協定締結

2022年 9月 1日

広島県よろず支援拠点オンラインサテライ
ト室開設

2022年10月 7日

Instagram採用アカウント開設

2023年11月30日

しんきん地域創生ネットワーク株式会
社との連携協定締結

2024年 4月15日

日本フルハップ「しんきんの共済制度」取扱開始

2025年 1月15日

リコージャパン株式会社および理研産業
株式会社との業務提携契約締結

2025年 3月 3日

広島県警察本部との「金融犯罪に係る情
報提供に関する協定書」締結

2025年 5月27日

庄原市「特定居住支援法人」に指定

2026年 1月14日

「みどりしんきんホール」命名権取得

組織体制

当金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

(2) 銀行引受手形、商業手形および電子記録債権等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 附帯業務

(1) 代理業務

- ① 日本銀行歳入代理店業務
- ② 地方公共団体の公金取扱業務
- ③ 信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- ④ 中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構の代理店業務

(2) 貸金庫業務

(3) 債務の保証

(4) 国債等公共債の窓口販売

(5) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）

(6) 共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集）

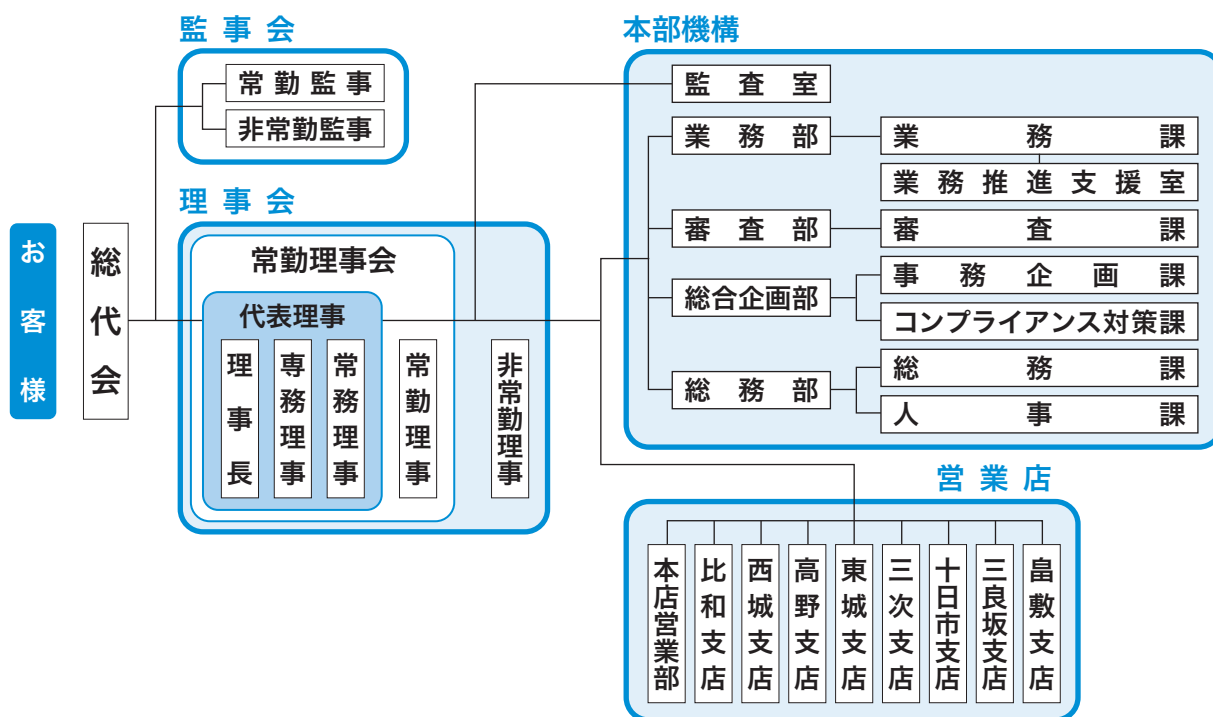
(7) 信託業務を営む金融機関（株式会社りそな銀行）の業務の媒介

(8) スポーツ振興くじの払戻業務

(9) 電子債権記録業に係る業務

(10) 確定拠出年金法（2001年法律第88号）により行う業務

組織図（2026年7月1日現在）



役員一覧（2026年7月1日現在）

理事長
(代表理事) 小林 明 宗

専務理事
(代表理事) 畠 山 一 之

常務理事
(代表理事) 大 田 幸 弘

常勤理事 伏 谷 康 則

理 事 奥 井 智 裕^{※1}

理 事 西 田 英 司^{※1}

理 事 八 谷 尚 幸^{※1}

常勤監事 井 澤 一 憲

監 事 三 浦 益 隆

員外監事 光 井 俊 明^{※2}

(※1) 理事 奥井智裕、西田英司、八谷尚幸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 光井俊明 は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧

(2026年7月1日現在)



本店営業部

庄原市西本町
三丁目1-8
TEL 0824-72-1151

窓口営業時間

9:00～15:00



三次支店

三次市三次町
1539-9
TEL 0824-63-5231

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



比和支店

庄原市比和町
比和777-1
TEL 0824-85-2011

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



十日市支店

三次市十日市中
二丁目4-20
TEL 0824-63-5234

窓口営業時間

9:00～15:00



西城支店

庄原市西城町
西城180-1
TEL 0824-82-2300

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



三良坂支店

三次市三良坂町
三良坂5048-4
TEL 0824-44-2227

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



高野支店

庄原市高野町
新市1120-3
TEL 0824-86-3037

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



畠敷支店

三次市畠敷町
894-4
TEL 0824-63-5236

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



東城支店

庄原市東城町川東1175
(庄原市役所 東城支所内)
TEL 08477-3-0026

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00

店外ATM取扱時間

名 称	取扱時間		
	平日	土曜日	日曜・祝日
ジョイフルながえ A T M コーナー	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
ザ・ビッグ庄原店 A T M コーナー	8:45～20:00	8:45～19:00	8:45～19:00
庄原市役所 A T M コーナー	8:45～19:00	—	—
口和A T M コーナー	9:00～19:00	9:00～19:00	—
ウィル西城 A T M コーナー	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00 祝日は休止となります。
サングリーン A T M コーナー	8:45～20:00	8:45～19:00	8:45～19:00
フレスタ三次オアシス店 A T M コーナー	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00

経営管理態勢について

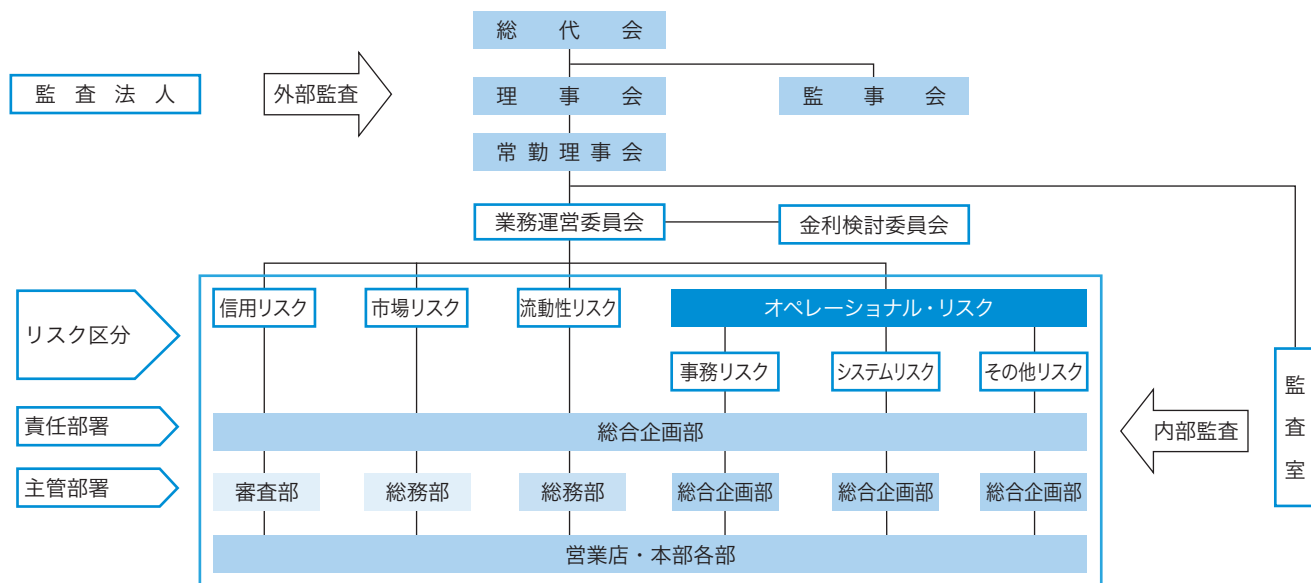
リスク管理強化への取り組み

金融のグローバル化の進展や金融技術の革新などを背景に、金融機関が直面するリスクは多様化、複雑化しており、リスク管理の重要性が一層高まっております。

このような環境の中、当金庫はリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営の健全性を確保していくために各種リスクを管理するための基本方針を定め、リスク統括部門の「業務運営委員会」にてその管理状況を確認・討議を行うこと等により、リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでおります。

また、リスク管理状況について常勤理事会、理事会へ定期的に報告を行うとともに、監査室においてリスク管理の適切性・有効性にかかる監査を実施し、健全で効率的な経営の実現に努めてまいります。

リスク管理態勢



信用リスク

取引先の経営状態の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため審査管理の強化に努めるとともに、定期的に総資産の自己査定を実施し資産内容を把握検証しております。

自己査定では、貸出資産をリスクの度合いに従って厳格に分類し、適正な償却や引当を行うほか債権売却等の措置を講じて、不良資産の圧縮に努めています。

市場リスク

金利、為替、株式などの相場が変動することにより、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

このリスクの増大は、金融機関の資金流動性を弱めたり収益に影響を与える要因となるため、金利変動リスクを中心としたリスク管理を実施し、配賦されたリスク資本の範囲内で適切なリスク・コントロールを行うことで、資産の健全性の確保、かつ安定的な収益を確保するよう努めています。

流動性リスク

予期せぬ資金の流出や市場の混乱等により、通常よりコストの高い資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金不足や高コスト調達が発生しないように資金繰り面に万全を期しています。

オペレーショナル・リスク

■事務リスク

事務上のミスや不正行為により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、諸規程・マニュアルに基づく正確な事務処理に努めているほか、諸会議や事務指導及び研修の実施により、事務取扱いのレベルアップを図っています。

さらに、部店内自主検査や監査室の内部監査の実施により、不正防止に取り組む一方、事務処理の不備の改善や事務ミス防止及び事務処理能力の向上に努めています。

■システムリスク

コンピューターシステムの障害・誤作動・システム不備及びコンピューターの不正利用等により損失を被るリスクの事です。

当金庫は、万一のコンピューター・システムのダウンや誤作動に対しても、速やかな復旧ができるよう日頃より緊急対策に万全を図っているほか、定期的にシステムリスク評価を実施しています。

また、サイバーセキュリティ管理規程を策定のうえ対応する対策本部を設置し、定期的に演習等を実施のうえ、態勢整備に努めています。

■その他リスク

その他のリスクとは、法務リスク、人的リスク、災害や風評リスクなど、前記に掲げるリスク以外で損失を被るリスクのことです。

当金庫は、さまざまなリスクに備えるため、リスク管理の諸規程や「業務継続基本計画」を整備するなど、万一の場合にも速やかな対応を図ることが出来るように努めています。

■ 内部管理態勢の充実について

業務の健全性及び適切性を確保し金融の円滑化を図るためには、業務のすべてにわたる法令等遵守、お客様保護の徹底が必要であると認識しています。

その体制整備に係る「内部管理基本方針」を制定し強固な内部管理態勢の構築に努めています。

内部管理基本方針の概要

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ コンプライアンス態勢（法令等遵守）について

地域金融機関として、地域社会から信頼され、あわせて地域活性化に貢献するためには、業務運営の健全性及び適切性を確保することが必要不可欠であり、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけています。

また、単に法令・規程等の遵守にとどまらず、より高い倫理、規範、道徳に基づいた誠実かつ公正な姿勢で業務に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の確立に努めています。

態勢整備にあたっては、コンプライアンス基本方針のもと行動綱領やマニュアル等各種規程を制定するとともに毎年度コンプライアンスプログラムを策定し具体的な実践に努めています。

また、組織体制として、業務運営委員会を組成し施策や課題等の検討及び推進状況をモニタリングするとともに、業務運営部門から独立したコンプライアンス対策課を設置しています。

■ 利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客様とのお取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するよう努めています。

■ 反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、業務の健全性及び適切性を確保するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

経営管理態勢について

お客様情報の管理について

「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）を定め、お客様情報を取り扱うすべての役職員が個人情報保護の重要性を認識し、お客様の個人情報の保護と適正な利用を図るための厳格な管理に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）」に基づき、お客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他、信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ◎お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ◎その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調査の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- ◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お近くの窓口までお申し出ください。

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針について

お客様の安定的な資産形成及び資産運用に資することを目的として、以下の取り組みを通じてお客様本位の業務運営に取り組んでいます。

1. お客様にふさわしい商品やサービスの提供

- ・お客様の安定的な資産形成や資産運用に資することを最優先し商品・サービスを提供します。
- ・お客様のニーズや目的、ライフステージに応じて適切な商品をご選択いただけるよう、商品・サービスの整備をいたします。
- ・当金庫において定める「利益相反管理方針」に基づいて、お客様の利益が不当に損なわれることがないように対応いたします。

2. お客様にわかりやすい情報提供

- ・お客様の知識・投資経験・財産の状況等をお聞きし、お客様のニーズや目的に適した商品・サービスをわかりやすくご提案をいたします。

3. お客様本位の業務運営を実践するための態勢整備

- ・お客様によりご満足いただけるよう、職員研修の実施等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上を図ります。

金融商品に係る勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適切な運用のご提案を行っています。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

サイバーセキュリティ管理に関する基本方針

サイバー攻撃による脅威が高まる状況を踏まえ、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティへの取組みを重要な経営課題と位置づけ、以下の方針に基づきサイバーセキュリティ管理を継続的に実施します。

1. **経営陣の責務**
経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。
2. **管理態勢の整備**
当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。具体的には、サイバー攻撃の検知、特定、防御体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。
3. **対策の実施**
当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策を事業計画等に反映し、実施します。
4. **継続的な改善**
当金庫は、事業環境やリスクの変化に対応するため、サイバーセキュリティ管理態勢の見直しを継続的に実施します。
5. **委託先の管理**
当金庫は、重要な業務やお客さまの情報を管理している委託先（サードパーティを含む。）におけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努めます。
6. **法令等の遵守**
当金庫は、サイバーセキュリティに関する法令等を遵守し、ガイドラインに準拠します。
7. **教育と人材育成**
当金庫は、役職員にサイバーセキュリティに関する教育・研修を実施し、サイバーセキュリティに対する意識の高い組織風土を醸成します。また、演習・訓練の実施により専門的な人材の育成に取り組みます。
8. **情報連携**
当金庫は、平時およびインシデント発生時において、関係省庁、委託先、業界関連組織等と緊密に連携のうえ、お客さまや関係者に対する適切な情報開示に努めます。

経営管理態勢について

金融ADR制度への対応

お客様との間の金融機関業務上の契約において、お客様から異議申立てがあった場合の苦情及び紛争の取り扱いにあたっては、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR：Alternative Dispute Resolution）を踏まえ、お客様保護等の内部管理態勢を整備して苦情及び紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めています。

苦情及び紛争解決に対する対応

1. 苦情に対する対応

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業店（電話番号は14ページ参照）又は次の担当部署にお申し出ください。

担 当 部 署	総合企画部コンプライアンス対策課
電 話 番 号	0120-301-865（フリーダイヤル） 0824-72-5588
電 子 メ ー ル	s1758001@facetoface.ne.jp
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

また、当金庫のほかに全国信用金庫協会が運営する相談所でも苦情等を受け付けいたします。

相談所の名称	全国しんきん相談所（住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7）
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

2. 紛争解決に対するご対応

紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総合企画部コンプライアンス対策課又は全国しんきん相談所にお申し出があれば、次の弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。ご利用いただける弁護士会については、予め前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス対策課」にお尋ねください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・ 拡散金融防止に向けた取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. お客様への対応方針

新規取引開始時及びお客様の情報やお取引の内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認やお取引の目的の確認等を実施します。

また、当金庫がお客様やお取引の内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、お客様の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. お客様からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認やお取引の目的の確認、追加の確認・調査等についてお客様から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知、広報に取組みます。

お客様情報の定期的な確認についてのお願い

当金庫では、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を通じて、お客様が安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

そのため、お客様とお取引の内容、状況等に応じて、**お客様の氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、窓口や郵便等により再度ご確認ください。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。**

お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

総代会制度について

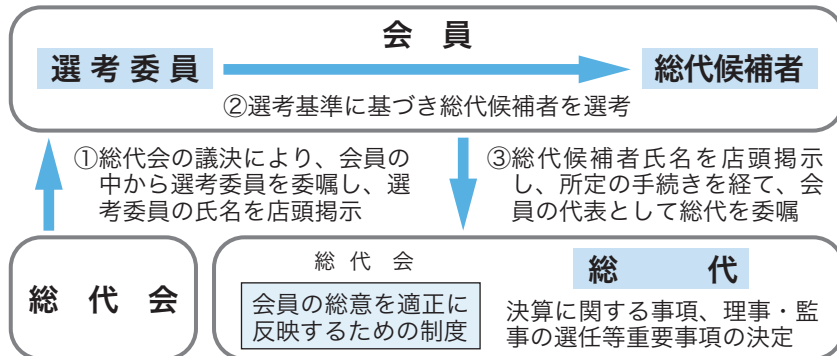
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は60人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

2. 総代の選任方法

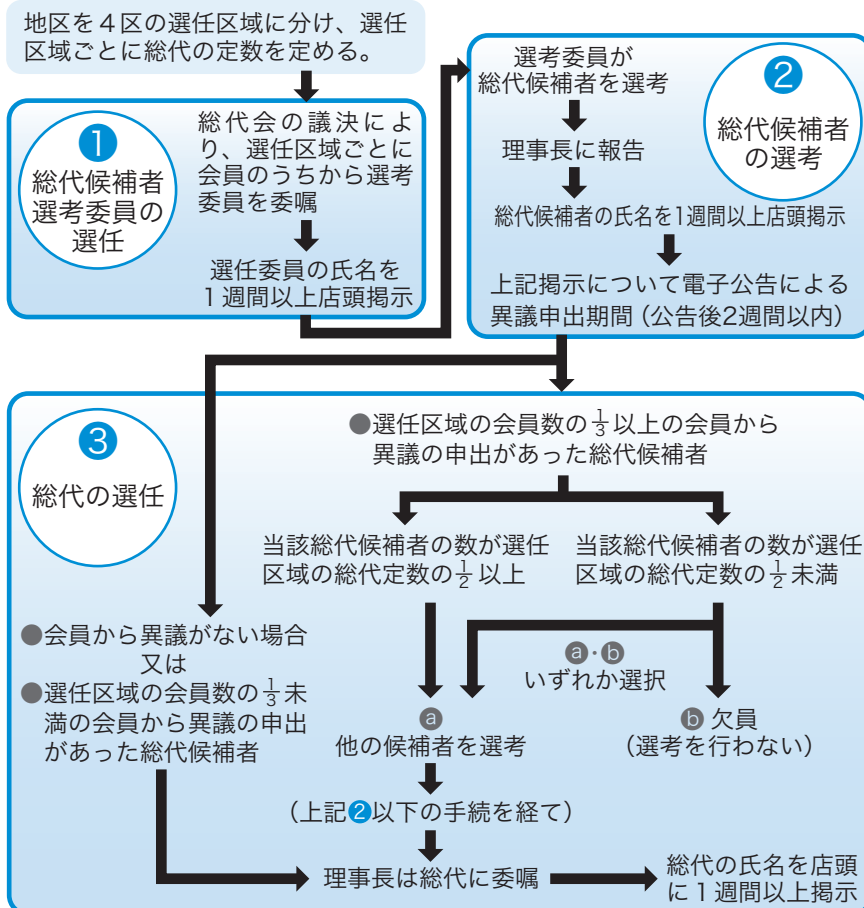
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
 - ・総代就任時点で満75歳を超えない者
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識を持って正しい判断ができる者
 - ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他、総代選考委員が適格と認めた者

● 総代が選任されるまでの手続について



第78期通常総代会報告並びに決議事項

2026年6月19日に開催しました第78期通常総代会において下記の事項を報告並びに付議し、各議案とも原案どおり承認可決されました。

報告事項

2025年度（第78期）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認に関する件



総代会制度について

総代の氏名

(2026年7月1日現在・50音順・敬称省略)

第1区

庄原市（第3区を除く）及び第2区・第4区以外の広島県内地区、島根県仁多郡

芥川信一郎②	糸谷 康孝⑤	大歳 幹晴⑤	大森 英司④	金山 一宏⑥	倉田 洋二⑥	久保 崇俊①
児玉 節⑤	小林 護①	佐々木 満⑧	塩本 一平①	志和橋 肇②	武田 和仁②	土井 幹雄⑦
長岡 廣樹⑧	中間 幸子④	西上 至⑧	西田 篤生⑥	西田 学④	長谷川智久①	藤本 五儀④
細川 裕司②	松田 尚人①	宮崎 良治⑤	湯川 圭司①	吉本 琢也②		

第2区

三次市（第4区を除く）

上田 秀樹④	江草 大地①	圓道 健二①	沖 洋助②	加藤 修司⑤	吉川 輝②	吉川 光彰③
小根森直子④	佐藤 明寛③	沈 勝義⑥	菅原 暢之②	住吉 豪二⑦	田村 謙宗⑤	徳田 文彦①
中川 筆之⑦	中村 秀樹⑥	中山 利彦⑤	成 芳則⑨	信國 秀昭⑦	細川喜一郎⑥	前田 史彦①
榎原 政範④	政岡 淳⑦	山本 耕三①	渡邊 昌平⑥			

第3区

庄原市比和町、庄原市西城町、庄原市口和町、庄原市高野町、庄原市東城町、庄原市総領町

石川 秀基①	伊藤 郁夫⑥	大田 一博④	小田 一徳⑥	小田 長廣⑦	加島 俊次⑥	後藤 茂行⑤
坂 英美⑥	瀬尾 二六⑦	高橋 進④	谷 壮一郎⑤	田畠 正幸①	堂前 和也①	友貞 一⑦
長曾 守人⑥	捻金 宏昭②	根波 裕治④	橋本 佳人②	藤田 俊樹⑤	三宅 康文⑦	山本 将登③
吉本 典生⑦						

第4区

三次市三良坂町、三次市吉舎町、三次市君田町、三次市布野町、三次市作木町、三次市三和町、三次市甲奴町

出羽 一則⑤	小川 治孝④	沖田 和也⑤	菅野 徳之⑧	松尾 宏⑤	三好 裕文⑥	温泉川匠吾②
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

(注) 氏名右横の数字は総代への就任回数です。

〈総代の属性別構成比〉

職 業 別	法人・法人代表者 86%、個人・個人事業主 14%
年 代 別	70代 29%、60代 44%、50代 19%、40代 7%、30代 1%
業 種 別	卸売業・小売業 25%、建設業 22%、その他のサービス業 19%、製造業 11%、その他 23%

業務内容 (商品・サービス) のご案内

預金業務

種 類	内容と特色	お預入期間	お預入金額
総 合 口 座	普通預金、定期預金、自動融資などのセットで、貯める・受取る・使う・借りるの4つの機能が1冊で利用できる便利な口座です。	出し入れ自由	1 円以上
普 通 預 金	給与・年金の自動受取り、公共料金・クレジットカードの自動支払いなど、家計簿代わりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1 円以上
無 利 息 型 普 通 預 金		出し入れ自由	1 円以上
貯 蓄 預 金	残高に応じて適用利率が設定される預金です。スイングサービス（普通預金からの自動振替）もご利用いただけます。	出し入れ自由	1 円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息は非課税です。	納税時引出し	1 円以上
通 知 預 金	まとまった資金の短期運用に最適な預金です。	据置期間 7 日以上	10,000円以上
当 座 預 金	商取引等に必要な資金管理と、手形や小切手のお支払いがご利用になれます。 (※2025年9月1日より新規口座開設を停止しております。)	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パー 定 期 預 金	短期の貯蓄設計から最長10年と幅広い貯蓄設計に対応できる預金です。	1 ヶ月以上 10年以内	100円以上 1,000万円未満
変 動 金 利 定 期 預 金	適用金利が6ヵ月ごとに金利動向に応じて見直しとなる預金です。	1年・2年・3年	100円以上
期 日 指 定 定 期 預 金	お得な1年複利で、お預入期間に応じた利率が適用され、据置期間（1年）を経過後はいつでもお引出しできます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
大 口 定 期 預 金	まとまった余裕資金をより有利に運用できます。	1 ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
定 期 積 金	目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる商品で、お客様の貯蓄プランをお手伝いします。	6 ヶ月以上 5 年以内	1,000円以上
財 形 貯 蓄	給与、賞与からの天引きによる資産形成ができる預金です。一般財形預金、財形年金預金、財形住宅預金の3種類があります。	【一般財形】 3 年以上 【財形年金・財形住宅】 5 年以上	1,000円以上

※期間限定の商品や個人のお客様のみご利用いただける商品もございますので、詳しくは、窓口または渉外係にお問合せください。



融資業務

主な個人向けローン

種 類		内 容 と 特 色	ご融資期間	ご融資金額
住 宅 関 連	みどりしんきん住宅ローン	マイホームの新築、購入（中古住宅も可）、リフォーム、住宅建築用地の購入、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	50年以内	2億円以内
	無担保住宅ローン	担保・保証人不要でマイホームの新築、購入（中古住宅も可）、リフォーム、住宅建築用地の購入、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	20年以内	2,000万円以内
いい値！マイカーローン		新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関連した資金を対象にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
いい値！マイカーローンWEB完結型		インターネットのみでお申込からご契約まで完結する便利なローンです。新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関連した資金を対象にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
教 育 プ ラ ン		大学、短大、専門学校などへの入学、または在学に必要な資金にご利用いただけます。	16年以内	1,000万円以内
教 育 カ ー ド ロ ー ン		入学金、授業料、書籍代等の教育関連資金専用のカードローンです。入学前、在学中にご利用いただけます。卒業などで在学期間を経過した場合には証書貸付に切り替えてご返済いただくローンです。 （※1）同一のお申込人で複数の子弟等の方にご利用の場合、ご融資金額は契約極度額の総額500万円以内 （※2）医学部・薬学部等6年制大学等、在学期間が4年を超える場合、ご融資期間は7年以内	【カードローン期間中】 5年以内（※2） 【証書貸付期間中】 10年以内	50万円以上 300万円以内 （※1）
福 祉 介 護 プ ラ ン		介護が必要な方のために機器などの購入や、施設への入居費用などにご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
お 使 い み ち 自 由	シニアライフローン	当金庫で年金をお受け取りいただいている方の専用のローンです。年金受取月の隔月返済が可能です。	10年以内	100万円以内
	フ リ ー ロ ー ン	目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。クレジット、信販会社、消費者金融等の借換資金としてもご利用いただけます（個人事業主の方の事業資金も対象となります）。	10年以内	500万円以内
	スーパーフリーローン		10年以内	500万円以内
	フ リ ー ロ ー ン モ ア		10年以内	1,000万円以内
	ドリームファミリーローンみどりの大黒柱	目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。クレジット、信販会社、消費者金融等の借換資金としてもご利用いただけます（事業資金は対象外です）。	10年以内	500万円以内
	フリーローンプレミア		10年以内	1,000万円以内
	カ ー ド ロ ー ン	普通預金にお借入れ限度額をセットしておき、急な出費等の際に自由にご利用いただけます。	3年（更新審査後3年毎に自動更新）	10万円以上 100万円以内
	子 育 て 応 援 『イクちゃんカードローン』	子育て応援事業として、18歳以下のお子様をお育ての方を対象としたカードローンです。	3年（更新審査後3年毎に自動更新）	10万円以上 100万円以内
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン		当金庫と職域パートナー協定を締結している事業所にお勤めの役職員の方の限定の商品で、住宅関連資金、自動車関連資金、教育関連資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内

業務内容
商品・サービス
のご案内

※お申込みの際には、商品の内容を窓口または渉外係にお問合せください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

業務内容 (商品・サービス) のご案内

為替業務

種 類	内 容 と 特 色
振 込 ・ 送 金	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行等へ送金・振込ができます。学費や家賃など毎月同一金額を振込む場合、一回のお手続きでご指定の口座から自動的にお振込みをするサービスもあります。
代 金 取 立	手形・小切手などを取立し、お客様の預金口座にご入金いたします。
外 国 為 替	外国への資金の送金ができます (信金中央金庫への取次業務)。 【取扱店舗】 本店営業部

保険業務

種 類	内 容 と 特 色
保 険 窓 口 販 売	生命保険 (終身保険・医療保険・がん保険)、損害保険 (火災保険・傷害保険・企業総合賠償責任保険等) の販売業務のお取扱いをしています。

代理業務

種 類	内 容 と 特 色
代 理 貸 付 業 務	信金中央金庫や住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付を行っております。
そ の 他	小規模企業共済掛金の取扱い、中小企業倒産防止共済の取扱い、建設業退職金共済制度の証紙販売等を行っております。

サービス業務

種 類	内 容 と 特 色
自 動 受 取 り	給与・年金・配当金などが、ご指定の口座で自動的にお受取りできます。
自 動 支 払 い	公共料金・税金・保険クレジット代金などが、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
全 国 キャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	みどりしんさんのキャッシュカードは、全国の金融機関やゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イオン銀行のATMでご利用いただけます。 ※所定の手数料が必要です。 ※ATMコーナーによりご利用時間が異なる場合があります。
しんきんゼロネットサービス	しんきんキャッシュカードなら、全国のしんきんATMでも、平日のご利用手数料が無料となります。 ※平日の8時45分から18時までの入出金が対象です。
ひろしまネットサービス	広島銀行・もみじ銀行・広島信金・呉信金・しまなみ信金・JAバンク広島間で、ATMによる出金取引が無料となります。 ※平日の8時45分から18時までが対象です。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	「しんきんVISAカード」「しんきんJCBカード」を取り扱いしております。ショッピングやキャッシングなどにご利用いただけます。
しんきん通帳アプリ	スマートフォンを通じてアプリ上で残高照会・入出金明細などをご利用いただけます。
B a n k P a y	全国のBank Pay加盟店でのお買い物やご飲食代金お支払い時のQRコード決済サービスやことら送金にご利用いただけます。

種 類	内 容 と 特 色
こ と ら 送 金	Bank Payを通じて、10万円以下の個人間送金が無料でご利用いただけます。
インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンなどを通じて、インターネット上で残高照会・入金明細照会・振込などをご利用いただけます。
マルチペイメントネットワーク	インターネットバンキング上でPay-easy（ペイジー）を利用し税金等をお支払いいただけます。
で ん さ い ネ ッ ト	パソコンを通じて、インターネット上で電子記録債権の発生・譲渡・開示などをご利用いただけます。 ※事業者向けの決済サービスです。
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間外や休業日でも、お店の売上金などをその日のうちに安全にお預かりいたします。 【取扱店舗】本店営業部・十日市支店・三良坂支店・畠敷支店
貸 金 庫	有価証券や重要書類、宝石など（現金を除く）大切な財産を安全に保管し、災害や盗難からお守りします。 【取扱店舗】本店営業部
スポーツ振興くじのお支払い	スポーツ振興くじ (toto) の当選金をお支払いいたします。【取扱店舗】本店営業部・十日市支店

■ なんでも相談・高齢者安心サポート

お客様満足度の向上を重視した経営態勢を確立するため、本来の金融サービスはもちろん、お客様の日常生活に役立つ「なんでも相談」専用ダイヤルを設置するなど様々な相談にお応えしております。

当金庫で年金を受給されている方を対象に、現金の引き出しや支払いなどの手続きができない方に対して見守り活動を重ねた「高齢者安心サポート」の取扱いを行っております。

何でも相談 ☎

みどりしんきん

お取引がなくなっても平気です!!
な～んでもお気軽にご相談下さい。

できることはみどりしんきんで、
できないことは専門の業者をご紹介します!!!

専用ダイヤル **0800-200-7643**

※電話の他、「なんでも相談へのお電話」とお伝えください。

ご相談受付時間
当金庫営業日 午前9時～午後5時まで

- 子どもの学習塾を探したい!
- 電球が切れたので取り替え。
- パソコンがつかないんだけど・・・
- リフォームを考えているんだけど、業者を紹介して欲しい。
- ペットと一緒に住めるアパートはないかしら?
- 覚えのない「請求書」が送られてきた。どうしよう??
- 親の介護のことが心配。相談に乗って欲しい?

高齢者安心サポートサービス

生活の架け橋「代理人支払サービス」

サービス内容

ご病気などで、お客様がご来店できず、お支払などのお手続きができない場合、申込人または、予めお届けいただいた代理人の方がお手続きできます。

ご利用いただける方

- ①当金庫で年金を受給されている方
- ②代理人は次の範囲とします。
 - ・申込人（預金者）からみて直系二親等以内（配偶者、子、孫、父母、祖父母）の親族
 - ・ただし、前記直系二親等以内の親族がいない場合は、傍系親族二親等以内（兄弟姉妹およびその配偶者）の親族で当金庫窓口に来店し取引できる方
- ③本サービスのお取扱いには、最寄りの営業店にご相談ください。

広島みどり信用金庫

高齢者安心サポートサービス

見守り定期預金+α「現金めしめしサービス」

サービス内容

ご病気などで、現金のお引出しにご来店することが難しくなられた方を対象に、見守りを兼ねてご指定の年金受給口座から毎月1回（または隔月）、現金をご自宅にお届けします。

ご利用いただける方

- ①当金庫で年金を受給されている方
- ②1回の現金お届けには、以下のとおり当金庫所定の手数料がかかります。
 - 定期預金をご契約の方
 - 1回につき300円（消費税込）
 - ※定期預金のご契約条件
 - ・契約期間：2年以上
 - ・お込金額：毎月5,000円以上
 - ・海外担当による現金または口座振替
 - 定期預金をご契約でない方
 - 1回につき500円（消費税込）
- ③お取引店の営業エリアにお住まいの方が対象となります。
- ④本サービスのお取扱いには、最寄りの営業店にご相談ください。

広島みどり信用金庫

■ その他業務

種 類	内 容 と 特 色
国 民 年 金 基 金	自営業の皆様がゆとりある老後を過ごすことができるよう公的年金を補完する制度として国民年金基金のお取扱い（媒介）をしております。
個 人 型 確 定 拠 出 年 金 (i D e C o)	税制優遇を受けられる私的年金制度のiDeCoのお取次ぎをしております。

※各業務・サービスの詳細につきましては、窓口または渉外係へお問合せください。

※一部のサービスには当金庫所定の手数料が必要となります。詳しくは27・28ページをご覧ください。

各種手数料のご案内

■ 為替手数料

種 類				料 金		
				自店あて	当金庫本支店あて	他金融機関あて
振 込 手 数 料	窓口利用	会 員	3万円未満	220円	330円	660円
			3万円以上	440円	440円	880円
		非会員	3万円未満	330円	330円	660円
			3万円以上	550円	550円	880円
	A T M利用（現金）	会 員	3万円未満	110円	110円	495円
			3万円以上	220円	220円	715円
		非会員	3万円未満	110円	110円	495円
			3万円以上	220円	220円	715円
	A T M利用（カード）	会 員	3万円未満	無料	無料	330円
			3万円以上	無料	無料	440円
		非会員	3万円未満	無料	無料	385円
			3万円以上	無料	無料	605円
	為替自動振込（定額送金）		3万円未満	110円	110円	385円
			3万円以上	220円	220円	440円
インターネットバンキング			3万円未満	無料	無料	275円
			3万円以上	無料	無料	330円
代金取立手数料	電子交換			440円	440円	660円
	個別取立			－	－	1,100円
組戻し等手数料	送金・振込の組戻料			1 件につき 1,100円		
	不渡手形返却料			1 通につき 1,100円		
	取立手形組戻料			1 通につき 1,100円		

■ 両替手数料

	両替枚数	料 金
窓 口	1枚～50枚	無料
	51枚～500枚	550円
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に550円加算

注 硬貨・紙幣の持込み枚数と持帰り枚数のいずれが多い方の合計枚数となります。

注 金種を指定した払戻も本手数料の対象です。この場合、硬貨・紙幣の指定する金種から標準の払出機種（大きい金種から降順で払出される金種）を除外した枚数が対象となります。

注 新券への両替（同一金種への交換のみ）、汚損した現金の交換、記念硬貨への交換は無料です。

	両替枚数	料 金
両替機	1枚～500枚	100円
	501枚～1,000枚	200円
	1,001枚～1,500枚	300円

注 当金庫のキャッシュカードの利用により1日1回に限り50枚まで無料です。

注 1,500枚を超える両替のお取り扱いはいできません。

■ 硬貨取扱手数料

取扱枚数	料 金
1枚～50枚	無料
51枚～100枚	550円
101枚～2,000枚	1,100円
2,001枚以上	500枚毎に550円加算

注 硬貨にて入金や振込、税金諸納付等される場合が対象です（夜間金庫入金は対象外）。

注 国税等の国庫金に係る収納は、納入者が金額確認を行わず持ち込まれた現金で納付する場合に限り対象となります。

注 同一日に複数回取引があった場合は、合計枚数の手数料が必要です。

■ 口座開設手数料

種 類	料 金
権能力なき社団・財団口座	1口座につき 5,500円
任意団体口座	1口座につき 5,500円
破産管財人等口座※1	1口座につき 16,500円
相続財産管理人口座	1口座につき 16,500円
不在者財産管理人口座	1口座につき 16,500円

※1 破産管財人口座または民事再生手続き、会社更生法手続きに関する口座

■ 夜間金庫手数料

種 類	料 金
基本料金（月額）	13,200円

■ 貸金庫使用料

種 類	内 容	年間使用料
第1種	高さ 6.5cm 幅26cm 奥行45cm	13,200円
第2種	高さ10.5cm 幅26cm 奥行45cm	15,840円

■ 発行手数料

種 類	料 金
通帳・証書・キャッシュカード再発行	1冊・1枚 1,100円
キャッシュカード発行※1	1枚 1,100円
残高証明書	1件 550円

※1 同一顧客に対する2枚目以降の発行手数料

■ ATM取引手数料

利用時間		カード発行機関								
		当金庫		他の信用金庫		ゆうちょ銀行		他の銀行等	ひろしまネットサービス※1	信組・労金
		出金取引	入金取引	出金取引	入金取引	出金取引	入金取引	出金取引	出金取引	入金取引
平日	18時まで	無料	無料	無料	無料	110円	110円	110円	無料	110円
	18時以降	110円	無料	110円	110円	220円	220円	220円	110円	220円
土曜日	14時まで	無料	無料	無料	無料	110円		110円	110円	110円
	14時以降	110円	無料	110円	110円	220円		220円	110円	220円
日曜・祝日		110円	無料	110円	110円	220円		220円	110円	220円

※1 広島銀行、もみじ銀行、広島県内ＪＡ
 注 土曜日と祝日と重なった場合、祝日の手数料となります。
 注 当金庫口座を給与振込に指定されているお客様が、その口座から平日18時以降に当金庫ＡＴＭにて出金取引された場合、一旦手数料110円を徴求しますが、翌月15日に返却いたします。
 注 カード発行金融機関によっては、ご利用できない場合があります。

■ 融資事務手数料

種 類	料 金
住宅ローン取扱	1 件につき 33,000円
融資証明書	1 通につき 5,500円
条件変更（返済方法・担保物件等）	1 件につき 5,500円
繰上返済※1	
繰上償還金額300万円未満	1 件につき 11,000円
繰上償還金額300万円以上	1 件につき 33,000円
不動産担保調査手数料（住宅ローンは除く）	
担保設定額5,000万円未満	1 件につき 22,000円
担保設定額5,000万円以上	1 件につき 33,000円

※1 住宅ローン・事業性融資の証書貸付で約定返済金があるものが対象

■ でんさいネット利用手数料

種 類	料 金
基本料金（月額）	
債務者利用方式 （でんさい支払口座がある場合）	1,100 円
債権者利用方式 （でんさい受取口座のみの場合）	無料

■ でんさいネット取引手数料

種 類	料 金	
	当金庫あて	他金融機関あて
発生記録 （債務者・債権者請求）	330 円	660 円
譲渡・分割譲渡記録	220 円	440 円
保証・変更・支払等記録	440 円	440 円
債権情報照会（開示）	無料	無料

注 インターネット利用時の手数料を記載しております。
 注 店頭代行処理（書面）をご利用の場合は手数料が異なりますので、詳しくは窓口にてご確認ください。

■ E B 関連手数料

種 類	料 金
個人インター ネットバンキ ング	基本料金 月額 無料
	ハードウェア トークン 発行手数料 発行・交換時 1,100円
法人インター ネットバンキ ング	オンラインサー ビス基本料金 月額 1,100円
	オンライン・ データ伝送サー ビス基本料金 月額 2,750円
	ハードウェア トークン 発行手数料 再発行・交換時 1,100円
	セットアップ 手数料 1 回の訪問につき 11,000円
アンサー	月額 1,100円
ホームバンキング（HB）	月額 1,100円 アンサーと併用の場合 無料

■ その他手数料

種 類	料 金
取引履歴調査料	1 顧客につき 550円
個人情報開示手数料	1 項目につき 880円
未利用口座管理手数料	年間 1,320円

※各種手数料・使用料については、2026年
 7月1日現在の金額です。
 ※金額はすべて消費税（10%）込みです。
 ※詳しくは、このほかの手数料を含め、当金
 庫ホームページをご覧ください。窓口ま
 でお問い合わせください。

各種手数料の
 ご案内

経営内容

貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
現 金	1,809	1,351
預 け 金	12,330	13,722
買 入 金 銭 債 権	305	202
有 価 証 券	44,872	42,890
国 債	7,805	7,497
地 方 債	6,485	6,107
社 債	14,956	15,397
株 式	626	681
そ の 他 の 証 券	14,997	13,206
貸 出 金	39,475	39,141
割 引 手 形	89	30
手 形 貸 付	298	684
証 書 貸 付	37,966	37,038
当 座 貸 越	1,121	1,388
そ の 他 資 産	739	799
未 決 済 為 替 貸	10	55
信 金 中 金 出 資 金	579	579
未 収 収 益	141	151
そ の 他 の 資 産	7	13
有 形 固 定 資 産	778	735
建 物	328	307
土 地	359	359
リ ー ス 資 産	6	2
その他の有形固定資産	83	65
無 形 固 定 資 産	5	3
ソ フ ト ウ ェ ア	4	2
その他の無形固定資産	0	0
繰 延 税 金 資 産	903	1,319
債 務 保 証 見 返	314	304
貸 倒 引 当 金	△339	△346
(うち個別貸倒引当金)	(△272)	(△277)
資 産 の 部 合 計	101,194	100,124

信金中金などに預けたお金

国債などに投資した金額

個人や法人のお客様に融資したお金

貸出金や有価証券の未収利息など

保証した債務に対する求償権

将来予想される貸倒に備えるための引当金

負債の部

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
預 金 積 金	94,987	94,753
当 座 預 金	987	968
普 通 預 金	45,836	46,591
貯 蓄 預 金	45	45
通 知 預 金	37	108
定 期 預 金	44,542	43,776
定 期 積 金	2,021	1,720
そ の 他 の 預 金	1,516	1,544
借 用 金	23	17
借 入 金	23	17
そ の 他 負 債	115	179
未 決 済 為 替 借	19	19
未 払 費 用	42	93
給 付 補 填 備 金	1	2
未 払 法 人 税 等	15	21
前 受 収 益	1	4
払 戻 未 済 金	3	3
払 戻 未 済 持 分	2	0
職 員 預 り 金	6	8
リ ー ス 債 務	6	2
そ の 他 の 負 債	16	25
賞 与 引 当 金	50	51
退 職 給 付 引 当 金	245	266
役員退職慰労引当金	46	53
睡眠預金払戻損失引当金	0	1
偶 発 損 失 引 当 金	0	9
債 務 保 証	314	304
負 債 の 部 合 計	95,783	95,636

預けていたお金

預金積金の未払利息など

期末での未納法人税・住民税等の見積額

純資産の部

(単位：百万円)

出 資 金	314	314
普 通 出 資 金	314	314
利 益 剰 余 金	7,090	7,232
利 益 準 備 金	332	332
その他利益剰余金	6,757	6,899
特 別 積 立 金	6,580	6,730
(うち経営強化積立金)	(200)	(200)
当期末処分剰余金	177	169
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	7,404	7,546
その他有価証券評価差額金	△1,993	△3,059
評価・換算差額等合計	△1,993	△3,059
純 資 産 の 部 合 計	5,411	4,487
負債及び純資産の部合計	101,194	100,124

損益計算書

(単位：千円)

ご融資した
お金や運用
している国
債等からの
利息収入

お振込など
のサービ
スの提供に
よって得た
収入

お預かりし
ているご預
金の利息な
ど

サービスの
提供を受
けた時に支
払った費用

給与等の必
要な営業上
の費用

金庫本来の
利益

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	1,399,859	1,568,729
資 金 運 用 収 益	1,234,090	1,400,452
貸 出 金 利 息	607,700	610,882
預 け 金 利 息	42,590	76,656
有価証券利息配当金	568,712	697,279
その他の受入利息	15,086	15,634
役 務 取 引 等 収 益	100,121	94,485
受入為替手数料	40,266	40,262
その他の役務収益	59,854	54,222
そ の 他 業 務 収 益	7,635	8,863
国債等債券償還益	1,664	—
その他の業務収益	5,970	8,863
そ の 他 経 常 収 益	58,012	64,928
償却債権取立益	22,928	—
株式等売却益	34,153	63,197
その他の経常収益	930	1,730
経 常 費 用	1,201,552	1,351,441
資 金 調 達 費 用	55,839	175,463
預 金 利 息	54,432	173,483
給付補填備金繰入額	875	1,555
借 用 金 利 息	492	388
その他の支払利息	39	36
役 務 取 引 等 費 用	94,969	95,817
支払為替手数料	12,665	12,427
その他の役務費用	82,303	83,389
そ の 他 業 務 費 用	137,213	149,785
国債等債券売却損	117,415	149,725
国債等債券償還損	19,797	—
その他の業務費用	0	60
経 費	891,577	893,568
人 件 費	561,497	573,853
物 件 費	303,323	294,062
税 金	26,756	25,652
そ の 他 経 常 費 用	21,953	36,807
貸倒引当金繰入額	21,918	25,620
株式等売却損	—	840
その他の経常費用	35	10,346
経 常 利 益	198,306	217,288
特 別 利 益	109	—
固 定 資 産 処 分 益	109	—

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
特 別 損 失	15	27
固 定 資 産 処 分 損	15	27
税引前当期純利益	198,399	217,261
法人税、住民税及び事業税	44,873	58,391
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,476	4,556
法 人 税 等 合 計	40,396	62,947
当 期 純 利 益	158,003	154,313
繰越金（当期首残高）	19,889	15,401
当 期 末 処 分 剰 余 金	177,893	169,715

期間の最終
利益

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	177,893,540	169,715,095
剰 余 金 処 分 額	162,491,632	152,503,834
普通出資に対する配当金	12,491,632	12,503,834
特 別 積 立 金	150,000,000	140,000,000
繰越金（当期末残高）	15,401,908	17,211,261

会員の皆様
にお支払い
する配当金

経営内容

会計監査人による監査

2025年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性・内部監査の有効性

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月22日 広島みどり信用金庫

理 事 長 小林 明宗

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年～39年
その他 3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額…………… 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と

- 最低責任準備金の額との合計額…………… 1,828,746百万円
差引額…………… △31,890百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
令和7年3月31日現在 0.0681%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 346百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 1,319百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,367百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額…………… 66百万円
危険債権額…………… 450百万円
三月以上延滞債権額…………… ー 百万円
貸出条件緩和債権額…………… 538百万円
合計額…………… 1,055百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	100百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	17百万円

上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,002百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額712円75銭

20. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期

間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

- (ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

- (iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で2,509百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金（※1）	13,722	13,419	△ 302
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	4,484	3,925	△ 558
その他有価証券	38,390	38,390	—
(3)貸出金（※1）	39,141	—	—
貸倒引当金（※2）	△ 346	—	—
	38,795	38,232	△ 563
金融資産計	95,392	93,968	△ 1,424
(1)預金積金（※1）	94,753	94,451	△ 301
(2)借入金（※1）	17	17	0
金融負債計	94,770	94,469	△ 301

（※1）預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- （注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22. から25. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(※1)	12
信金中央金庫出資金 ^(※1)	579
組合出資金 ^(※2)	2
合 計	594

(※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. まで同様であります。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	100	101	1
	小 計	100	101	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	587	510	△76
	地 方 債	—	—	—
	社 債	400	300	△99
	そ の 他	3,397	3,014	△383
	小 計	4,384	3,824	△560
合 計		4,484	3,925	△558

■その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	669	159	509
	債 券	598	597	1
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	598	597	1
	そ の 他	3,293	3,203	90
	小 計	4,561	3,960	601
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	27,417	31,682	△4,265
	国 債	6,910	8,812	△1,902
	地方債	6,107	6,827	△720
	社 債	14,398	16,041	△1,642
	そ の 他	6,411	7,015	△603
	小 計	33,828	38,697	△4,868
合 計		38,390	42,657	△4,267

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	45	59	—
債 券	600	—	34
国 債	—	—	—
地方債	100	—	6
社 債	500	—	27
そ の 他	2,734	106	115
合 計	3,380	166	149

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

26. 運用目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

27. 満期保有目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

28. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当する事項はありません。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,949百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,084百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

■繰延税金資産

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金	1,207
退職給付引当金	75
貸倒引当金	51
役員退職慰労引当金	15
賞与引当金	14
減価償却限度額超過額	6
その他	34
繰延税金資産小計	1,405
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△85
繰延税金資産合計	1,319

■繰延税金負債

(単位：百万円)

繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	1,319

31. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 24円54銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、92,649千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

役員等の報酬体系

■対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分		金 額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等		61
(内訳)	基 本 報 酬	54
	賞 与	—
	退 職 慰 労 金	6

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。).
2. 退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当金を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
利 益 経 常 収 益	1,368	1,567	1,660	1,399	1,568
経 常 利 益	278	254	455	198	217
当 期 純 利 益	223	115	390	158	154
期 末 残 高 預 金 積 金 残 高	101,397	100,503	96,927	94,987	94,753
貸 出 金 残 高	38,056	38,743	39,173	39,475	39,141
有 価 証 券 残 高	55,089	47,193	47,814	44,872	42,890
純資産額	7,084	6,345	6,521	5,411	4,487
総資産額	109,336	107,784	104,290	101,194	100,124
出 資 出 資 総 額	314	314	314	314	314
出資総口数(千口)	6,285	6,284	6,284	6,282	6,295
出資に対する配当金(円)	12,529,858	12,446,203	12,360,871	12,491,632	12,503,834
出資1口当たり配当金(円)	2	2	2	2	2
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%
会 員 数 (人)	8,082	8,039	8,064	8,085	8,069
単体自己資本比率	17.74%	17.80%	18.30%	17.26%	16.98%
役員数 (人)	11	11	11	10	10
うち常勤役員数(人)	6	6	6	5	5
職員数 (人)	73	74	75	74	78
うち男性職員数(人)	44	42	43	43	43
うち女性職員数(人)	29	32	32	31	35
平 均 年 齢	38歳6ヵ月	39歳1ヵ月	38歳8ヵ月	39歳7ヵ月	40歳0ヵ月

(注) 職員数には、パート、非常勤嘱託及び被仕向の職員は含めておりません。

■資金運用収支の内訳

区 分	平 均 残 高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	102,996	100,942	1,234,090	1,400,452	1.19	1.38
うち貸出金	40,143	39,414	607,700	610,882	1.51	1.54
うち預け金	11,990	12,694	42,590	76,656	0.35	0.60
うち有価証券	49,924	47,998	568,712	697,279	1.13	1.45
資金調達勘定	97,438	95,092	55,839	175,463	0.05	0.18
うち預金積金	97,394	95,058	55,307	175,038	0.05	0.18
うち借入金	27	22	492	388	1.75	1.76

損益の状況

■業務粗利益

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
資金運用収支	1,178	1,224
資金運用収益	1,234	1,400
資金調達費用	55	175
役務取引等収支	5	△ 1
役務取引等収益	100	94
役務取引等費用	94	95
その他業務収支	△ 129	△ 140
その他業務収益	7	8
その他業務費用	137	149
業務粗利益	1,053	1,082
業務粗利益率	1.02%	1.07%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
業務純益	166	194
実質業務純益	169	196
コア業務純益	305	346
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	305	243

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	2024年度			2025年度		
	残高要因	利率要因	合 計	残高要因	利率要因	合 計
受 取 利 息	4	△ 294	△ 290	△ 35	201	165
うち貸出金	6	△ 11	△ 5	△ 8	12	3
うち預け金	△ 9	23	14	4	29	34
うち有価証券	7	△ 306	△ 299	△ 31	159	128
支 払 利 息	4	39	43	△ 6	126	119
うち預金積金	4	39	44	△ 6	126	119
うち借入金	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しています。

経営諸比率

■預貸率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	41.55	41.30
期 中 平 均 預 貸 率	41.21	41.46

(注) 預貸率＝貸出金／(預金積金＋譲渡性預金)×100

■総資金利鞘

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
資金運用利回り	1.19	1.38
資金調達原価率	0.95	1.11
総 資 金 利 鞘	0.23	0.27

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率

■預証率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	47.24	45.26
期 中 平 均 預 証 率	51.25	50.49

(注) 預証率＝有価証券／(預金積金＋譲渡性預金)×100

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.19	0.21
総資産当期利益率	0.15	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

■職員1人当たり預金貸出金

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
預 金	1,283	1,214
貸 出 金	533	501

預金業務

■預金積金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	48,127	47,892
定期性預金	48,927	46,837
(うち固定金利定期預金)	46,335	44,512
(うち変動金利定期預金)	483	433
その他の預金	339	328
合計	97,394	95,058
譲渡性預金	—	—
総合計	97,394	95,058

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2024年度	2025年度
個人	72,887 (76.7)	72,616 (76.6)
法人	22,100 (23.3)	22,136 (23.4)
(一般法人)	18,947 (19.9)	19,464 (20.5)
(金融機関)	65 (0.1)	66 (0.1)
(公金)	3,086 (3.2)	2,605 (2.7)
合計	94,987 (100.0)	94,753 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	44,542	43,776
固定金利定期預金	44,079	43,378
変動金利定期預金	463	397

融資業務

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
手形貸付	516	565
証書貸付	38,437	37,713
当座貸越	1,123	1,087
割引手形	65	48
合計	40,143	39,414

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金	39,475	39,141
変動金利	13,449	13,131
固定金利	26,026	26,010

■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
当金庫預積金	1,044	1,008	17	16
有価証券	—	—	—	—
不動産	3,437	3,527	1	—
信用保証協会	8,243	8,610	—	—
保証	9,951	9,685	47	25
信用	16,799	16,309	247	262
その他	—	—	—	—
合計	39,475	39,141	314	304

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	2024年度		2025年度	
農 業 ・ 林 業	402	(1.0)	559	(1.4)
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	—	(—)	—	(—)
鉱 業	—	(—)	—	(—)
建 設 業	1,525	(3.9)	1,711	(4.4)
製 造 業	2,690	(6.8)	2,574	(6.6)
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,790	(4.5)	1,931	(4.9)
金 融 ・ 保 険 業	9,185	(23.3)	9,159	(23.4)
不 動 産 業	4,552	(11.5)	4,566	(11.7)
運 輸 通 信 業	1,090	(2.8)	1,182	(3.0)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業 等	213	(0.5)	158	(0.4)
サ ー ビ ス 業	4,423	(11.2)	4,438	(11.3)
小 計	25,874	(65.5)	26,282	(67.1)
地 方 公 共 団 体	4,736	(12.0)	3,864	(9.9)
個人(住宅・消費・納税等)	8,865	(22.5)	8,993	(23.0)
合 計	39,475	(100.0)	39,141	(100.0)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. () 内は構成比です。

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
運 転 資 金	26,002	25,722
設 備 資 金	13,473	13,418
合 計	39,475	39,141

■住宅ローン・消費者ローン残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
住 宅 ロ ー ン	6,093	6,167
消 費 者 ロ ー ン	3,030	3,698
合 計	9,123	9,865

証券業務

■有価証券残高

(単位：百万円、%)

	2024年度		2025年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	7,805 (17.4)	9,737 (19.5)	7,497 (17.5)	9,427 (19.6)
地 方 債	6,485 (14.5)	7,612 (15.2)	6,107 (14.2)	6,721 (14.0)
社 債	14,956 (33.3)	17,099 (34.3)	15,397 (35.9)	17,136 (35.7)
株 式	626 (1.4)	257 (0.5)	681 (1.6)	207 (0.4)
投 資 信 託	5,816 (13.0)	5,720 (11.5)	4,394 (10.2)	4,924 (10.3)
外 国 証 券	9,163 (20.4)	9,423 (18.9)	8,793 (20.5)	9,565 (19.9)
そ の 他 の 証 券	18 (0.0)	72 (0.1)	18 (0.0)	14 (0.0)
合 計	44,872 (100.0)	49,924 (100.0)	42,890 (100.0)	47,998 (100.0)

(注) () 内は構成比です。

■商品有価証券残高……………該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1 年以下		1 年超 3 年以下		3 年超 5 年以下		5 年超 7 年以下		7 年超 10 年以下		10 年超		期間の定め のないもの		合 計	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
国 債	404	—	—	—	—	—	—	—	484	1,105	6,917	6,392	—	—	7,805	7,497
地 方 債	200	99	—	147	267	211	97	683	5,660	4,721	260	244	—	—	6,485	6,107
社 債	330	909	1,818	2,004	1,563	1,913	1,500	1,537	4,110	3,727	5,633	5,305	—	—	14,956	15,397
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	626	681	626	681
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	789	—	—	—	3,381	2,585	1,645	1,808	5,816	4,394
外 国 証 券	298	99	692	1,577	2,362	2,979	2,713	1,387	556	558	2,539	2,190	—	—	9,163	8,793
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18	18	18
合 計	1,232	1,107	2,511	3,730	4,193	5,104	5,101	3,608	10,811	10,112	18,732	16,718	2,290	2,508	44,872	42,890

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

(1) 売買目的有価証券該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	100	102	2	100	101	1
	小 計	100	102	2	100	101	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	292	290	△ 1	587	510	△ 76
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	400	332	△ 67	400	300	△ 99
	そ の 他	3,397	3,093	△ 304	3,397	3,014	△ 383
	小 計	4,089	3,716	△ 373	4,384	3,824	△ 560
合 計		4,189	3,818	△ 371	4,484	3,925	△ 558

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	614	204	409	669	159	509
	債 券	1,210	1,206	3	598	597	1
	国 債	501	498	2	—	—	—
	地 方 債	300	300	0	—	—	—
	社 債	408	408	0	598	597	1
	そ の 他	3,785	3,680	104	3,293	3,203	90
	小 計	5,610	5,092	518	4,561	3,960	601
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	27,345	30,064	△ 2,719	27,417	31,682	△ 4,265
	国 債	7,012	8,215	△ 1,203	6,910	8,812	△ 1,902
	地 方 債	6,184	6,573	△ 389	6,107	6,827	△ 720
	社 債	14,148	15,274	△ 1,126	14,398	16,041	△ 1,642
	そ の 他	7,713	8,291	△ 578	6,411	7,015	△ 603
	小 計	35,058	38,356	△ 3,297	33,828	38,697	△ 4,868
合 計		40,668	43,448	△ 2,779	38,390	42,657	△ 4,267

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券等です。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

内 容		2024年度	2025年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
そ の 他 有 価 証 券		13	15
非 上 場 株 式		12	12
組 合 出 資 金		1	2

(5) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの該当ありません。

(6) 運用目的の金銭の信託該当ありません。

(7) 満期保有目的の金銭の信託該当ありません。

(8) その他の金銭の信託該当ありません。

不良債権等への対応

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)/(a)	引 当 率 (d)/(a-c)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	2024年度	66	66	11	54	100.00%	—
	2025年度	66	66	21	45	100.00%	—
危 険 債 権	2024年度	508	508	290	217	100.00%	100.00%
	2025年度	450	450	251	198	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	2024年度	318	136	128	7	42.97%	4.19%
	2025年度	538	176	163	13	32.82%	3.58%
三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年度	318	136	128	7	42.97%	4.19%
	2025年度	538	176	163	13	32.82%	3.58%
小 計 (A)	2024年度	893	711	431	280	79.67%	60.69%
	2025年度	1,055	693	436	257	65.71%	41.56%
正 常 債 権 (B)	2024年度	38,931					
	2025年度	38,422					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	39,824					
	2025年度	39,478					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

不良債権等への対応

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期 首 残 高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024年度	64	67	—	64	67
	2025年度	67	68	—	67	68
個 別 貸 倒 引 当 金	2024年度	257	272	4	253	272
	2025年度	272	277	19	253	277
合 計	2024年度	321	339	4	317	339
	2025年度	339	346	19	320	346

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

2024年度	2025年度
—	—

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は「コア資本に係る基礎項目」と控除項目の「コア資本に係る調整項目」で構成されており、「コア資本に係る基礎項目」は地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの及び一般貸倒引当金が該当します。「コア資本に係る調整項目」は主に無形固定資産が該当します。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、各エクスポージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高いものであります。

信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの分析・評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度から行っております。また、当金庫では、信用リスク計測にあたって、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量（最大予想損失額）を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

信用リスクの管理・運営については、業務運営委員会や常勤理事会において行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しています。

なお、貸倒引当金は「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に利用する適格格付機関は以下の通りです。

- 株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社 日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S&P・グローバル・レーティング

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証等が該当します。当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しており、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める規程等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めています。

パーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保および保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様、その他の保証会社等による保証は適格格付機関による格付に基づき判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価しております。また、これらのリスク管理の状況については、業務運営委員会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

2. BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）および金融商品要素（FC）の3つを合計してBI（事業規模指標）を算出しております。

3. ILMの算出方法

自己資本比率告示306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たってBIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たってILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、投資事業組合や信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常勤理事会に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。取引にあたっては、「余剰資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態

勢としております。

具体的には、VaR（バリュー・アット・リスク[※]）を用いて金利リスクを月次で算出するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量とリスク限度額の管理をしております。加えて、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産・負債を対象に経済的価値の変動（ ΔEVE ）や損益の変動額（ ΔNII ）についてモニタリングを行っております。リスク量の状況については業務運営委員会で協議検討するとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。なお、当金庫ではヘッジ取引は行っておりません。

（※VaRとは、一定の保有期間および信頼水準のもとで、通常の市場環境において発生する可能性のある最大損失額を統計的に算出する手法をいいます。）

2. 金利リスクの算定方法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII に関する事項

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c)流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d)固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、ともに想定しておりません。

(e)IRRBB^(※)の算出にあたり、 ΔEVE は通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。一方、 ΔNII は通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。

(f)IRRBBの算出にあたり、 ΔEVE および ΔNII では預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。

(g)内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

(h)当金庫の重要性テスト（ ΔEVE /自己資本の額）の結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しております。

（※IRRBBとは、市場リスクのうちすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

②自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項

有価証券や預貸金等といった商品毎のVaR（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99%）に基づき、統合的リスク管理を行っています。また、自己資本の充実度評価や有価証券ポートフォリオに対するリスク管理の一環として、ストレス事象を想定した影響評価や、過去の事例・景気シナリオに基づく金利変動の影響について定期的に検証しています。

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,391	7,534
うち、出資金及び資本剰余金の額	314	314
うち、利益剰余金の額	7,090	7,232
うち、外部流出予定額 (△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	67	68
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	67	68
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,459	7,603
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	2
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	3	2
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	2
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,455	7,600
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,838	42,492
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,355	2,259
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	43,194	44,751
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.26%	16.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	40,838	1,633	42,492	1,699
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,101	1,484	38,190	1,527
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	955	38	705	28
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,058	482	12,134	485
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,367	54	1,367	54
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	11,606	464	11,888	475
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,984	79	2,011	80
トランザクター向け	51	2	51	2
不動産関連向け	5,485	219	5,518	220
自己居住用不動産等向け	1,983	79	2,020	80
賃貸用不動産向け	2,744	109	2,716	108
事業用不動産関連向け	687	27	714	28
その他不動産関連向け	70	2	66	2
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	997	39	1,869	74
延滞等向け	833	33	1,099	43
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	23	0	22	0
取立未済手形	4	0	4	0
信用保証協会等による保証付	184	7	211	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	217	8	223	8
上記以外	2,750	110	2,502	100
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	998	39	748	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	592	23	592	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	295	11	282	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	863	34	878	35
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,737	149	4,301	172
ルック・スルー方式	3,737	149	4,301	172
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V A リスク相当額を八パーセントで除した得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,355	94	2,259	90
B I	1,570	—	1,506	—
B I C	188	—	180	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	43,194	1,727	44,751	1,790

(注)

- 所要自己資本額 = リスク・アセット等 × 4 %
- 「エクスポージャー」とは資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行のことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 当金庫は、標準的計測手法かつ I L M を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- 単体総所要自己資本額 = 単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額） × 4 %

自己資本の充実
の状況

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー							
				貸出金等		債券・出資等		デリバティブ取引									
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度						
国	内	89,075	90,787	40,833	40,440	45,410	47,962	－	－	1,273	1,508						
国	外	9,597	9,296	－	－	9,597	9,296	－	－	－	－						
地	域	別	合	計	98,672	100,084	40,833	40,440	55,007	57,259	－	－	1,273	1,508			
製	造	業	5,659	6,537	2,717	2,597	2,942	3,940	－	－	30	4					
農	業	、	林	業	415	572	415	572	－	－	－	－	24	－			
漁	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
鉱業、採石業、採利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
建	設	業	1,588	1,759	1,588	1,759	－	－	－	－	426	378					
電気・ガス・熱供給・水道業	5,613	5,358	214	159	5,399	5,199	－	－	－	－	－	－	－	－			
情	報	通	信	業	741	837	39	36	701	801	－	－	－	－			
運	輸	業	、	郵	便	業	1,308	1,480	1,103	1,175	205	304	－	－	22	22	
卸	売	業	、	小	売	業	2,636	2,766	1,827	1,958	809	807	－	－	97	83	
金	融	業	、	保	険	業	25,047	25,911	9,217	9,190	15,829	16,721	－	－	－	－	
不	動	産	業	5,365	5,478	4,564	4,578	800	900	－	－	299	676				
物	品	質	貸	業	68	103	68	103	－	－	－	－	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業	190	193	190	193	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
宿	泊	業	12	10	12	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲	食	業	1,429	1,377	1,429	1,377	－	－	－	－	－	－	191	172			
生活関連サービス業、娯楽業	691	682	691	682	－	－	－	－	－	－	98	47					
教	育	、	学	習	支	援	業	29	28	29	28	－	－	－	－	－	
医	療	、	福	祉	1,067	996	1,067	996	－	－	－	－	11	11			
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	1,783	1,485	1,159	1,275	623	210	－	－	6	
国	、	地	方	公	共	団	体	32,431	32,233	4,736	3,864	27,694	28,368	－	－	－	－
個	人	9,759	9,881	9,759	9,881	－	－	－	－	69	67						
そ	の	他	2,831	2,390	－	－	1	6	－	－	－	－	－	－	－	－	
業	種	別	合	計	98,672	100,084	40,833	40,440	55,007	57,259	－	－	1,273	1,508			
1	年	以	内	3,329	4,435	2,097	2,499	1,232	1,936	－	－						
1	年	超	3	年	以	内	6,982	10,891	4,136	6,400	2,845	4,490	－	－			
3	年	超	5	年	以	内	10,893	11,849	6,606	6,429	4,287	5,419	－	－			
5	年	超	7	年	以	内	10,853	10,178	5,855	5,329	4,998	4,849	－	－			
7	年	超	1	0	年	以	内	20,267	17,654	7,457	5,949	12,810	11,705	－	－		
1	0	年	超	32,721	31,479	13,930	13,090	18,790	18,388	－	－						
期間の定めのないもの	13,622	13,595	750	743	10,041	10,468	－	－									
残	存	期	間	別	合	計	98,672	100,084	40,833	40,440	55,007	57,259	－	－			

- (注) 1. 「貸出金等」とは、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引のことです。
2. 「債券・出資等」には、預け金、買入金銭債権、有価証券及びその他資産に区分する出資金を計上しています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

前掲（40ページ）「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		そ の 他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	28	28	28	28	－	－	28	28	28	28	－	－
農 業 、 林 業	4	4	4	4	－	－	4	4	4	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、砕石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	70	80	80	79	－	－	70	80	80	79	－	－
電気、ガス、熱供給、水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	4	－	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	68	69	69	59	－	－	68	69	69	59	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	33	－	－	－	－	－	33	－	－
不 動 産 業	56	56	56	56	－	－	56	56	56	56	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	－	7	7	7	－	－	－	7	7	7	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育 ・ 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	－	－
そ の 他 サ ー ビ ス 業	19	19	19	6	－	19	19	－	19	6	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	－	2	2	2	－	－	－	2	2	2	－	－
合 計	257	272	272	277	4	19	253	253	272	277	－	－

（注） 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前				CCF・信用リスク 削減効果適用後						リスク・ウェイト の加重平均値 (%)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
現金	1,792	1,335	—	—	1,792	1,335	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,539	19,662	—	—	17,539	19,662	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,100	500	—	—	1,100	500	—	—	520	370	47%	74%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,619	10,702	—	—	11,619	10,702	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	100	—	—	100	100	—	—	20	20	20%	20%
国際開発銀行向け	200	100	—	—	200	100	—	—	90	70	45%	70%
地方公共団体金融機構向け	800	700	—	—	800	700	—	—	80	70	10%	10%
我が国の政府関係機関向け	2,453	1,752	—	—	2,453	1,752	—	—	245	175	10%	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20,630	21,126	—	—	20,630	21,126	—	—	12,058	12,134	58%	57%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,102	2,102	—	—	2,102	2,102	—	—	1,367	1,367	65%	65%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	19,103	20,047	1,282	874	18,199	18,860	332	290	11,606	11,888	63%	62%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,895	6,087	9,376	9,373	5,433	5,636	342	330	1,984	2,011	34%	34%
トランザクター向け	—	—	7,744	7,697	—	—	257	253	51	51	20%	20%
不動産関連向け	8,806	8,794	—	—	8,751	8,744	—	—	5,485	5,518	63%	63%
自己居住用不動産等向け	4,959	5,031	—	—	4,930	5,004	—	—	1,983	2,020	40%	40%
賃貸用不動産向け	3,027	2,930	—	—	3,010	2,913	—	—	2,744	2,716	91%	93%
事業用不動産関連向け	697	718	—	—	692	716	—	—	687	714	99%	100%
その他不動産関連向け	122	113	—	—	117	110	—	—	70	66	60%	60%
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	997	1,495	—	—	997	1,495	—	—	997	1,869	100%	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	654	846	5	0	620	790	0	0	833	1,099	134%	139%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	51	49	—	—	49	47	—	—	23	22	47%	48%
取立未済手形	20	20	—	—	20	20	—	—	4	4	20%	20%
信用保証協会等による保証付	3,121	3,162	10	4	3,121	3,162	1	0	184	211	6%	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	217	171	—	—	217	171	—	—	217	223	100%	130%
合 計									34,350	35,688		

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60.0%	62.5%
	2024年度															
現金	1,792	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,539	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,619	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,453	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,005	—	4,407	—	—	—	—	—	—	2,301	—	1,604	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	300	—	501	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	2,798	—	—	—	—	—	—	—	—	7,699	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	298	185	826	—	82	—	526	—	413	1,093	—	160	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	298	185	737	—	—	—	526	—	—	1,093	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	89	—	82	—	—	—	413	—	—	42	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,274	1,848	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	32,225	5,202	—	8,723	185	5,234	—	82	—	526	—	670	11,258	—	1,764	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60.0%	62.5%
	2025年度															
現金	1,335	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,662	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,702	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,752	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,238	—	4,106	—	—	—	—	—	—	2,201	—	1,604	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	300	—	501	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	3,216	—	—	—	—	—	—	—	—	7,794	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	4,433	—	—	—	—	—	—	—	1	207	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	252	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,130	123	574	—	75	—	429	—	332	2,660	—	149	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,130	123	507	—	—	—	429	—	—	2,660	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	66	—	75	—	—	—	332	—	—	38	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	58	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,046	2,116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	32,748	4,669	—	15,182	123	4,681	—	75	—	429	—	334	12,936	—	1,753	—

自己資本の充実
の状況

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,792
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,539
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,619
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際開発銀行向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,453
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,302	—	1,301	—	—	—	—	1,903	—	—	—	1,803	—	—	1,000	—	20,630
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	300	—	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	2,102
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	205	200	5,496	—	—	634	597	—	—	300	—	—	—	600	—	18,532
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	5,310	—	—	—	—	208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,776
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257
不動産関連向け	2,166	167	—	—	46	—	—	2,302	478	—	—	1	—	—	—	—	8,751
自己居住用不動産等向け	2,001	87	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,930
賃貸用不動産向け	—	79	—	—	—	—	—	2,302	—	—	—	—	—	—	—	—	3,010
事業用不動産関連向け	165	—	—	—	46	—	—	—	478	—	—	1	—	—	—	—	692
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	997	—	—	—	—	997
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	544	—	—	—	—	620
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,122
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	217	—	—	—	217
合 計	3,869	5,683	1,701	5,496	46	—	904	4,803	478	—	300	3,347	217	—	1,600	—	94,322

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,335	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,662	
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,702	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,752	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,001	—	1,301	—	—	—	100	1,903	—	—	966	—	—	—	1,702	21,126	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	300	—	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	2,102	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	502	200	5,279	—	—	660	597	—	—	—	—	—	—	900	19,151	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,215	—	—	—	—	108	—	—	—	—	—	—	—	—	5,966	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	253	
不動産関連向け	264	126	—	—	43	—	—	2,323	511	—	—	—	—	—	—	8,744	
自己居住用不動産等向け	102	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,004	
賃貸用不動産向け	—	76	—	—	—	—	—	2,323	—	—	—	—	—	—	—	2,913	
事業用不動産関連向け	161	—	—	—	43	—	—	—	511	—	—	—	—	—	—	716	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,495	—	—	—	1,495	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	708	—	—	—	790	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	47	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,163	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171	—	—	171	
合 計	1,565	1,844	1,701	5,279	43	—	884	4,825	511	—	966	2,203	171	—	2,602	95,532	

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの 加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
40%未満	56,191	57,179	3,309	3,213	10	10.000	56,499	57,479
40%～70%	17,537	17,025	5,193	5,172	10	10.000	17,526	17,018
75%	2,009	2,284	863	973	12	11.628	1,569	1,844
80%	1,701	1,701	—	—	—	—	1,701	1,701
85%	6,059	5,964	922	783	36	38.860	5,479	5,279
90%～100%	828	1,146	382	110	10	10.000	821	927
105%～130%	7,402	6,319	—	—	—	—	7,385	6,303
150%	1,555	2,260	5	0	10	9.961	1,521	2,203
250%	217	171	—	—	—	—	217	171
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,600	2,602	—	—	—	—	1,600	2,602
合 計	95,103	96,656	10,675	10,253	12	12.359	94,322	95,532

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,564	1,499	7,867	8,268

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

自己資本の充実の状況

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	631	631	685	685
非 上 場 株 式 等	593	—	594	—
合 計	1,224	631	1,280	685

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

■出資等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	33	59
売却損	—	—
償 却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	413	512

リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,859	4,404
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスクアセットを算出し、足し上げる方式です。
 2. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
 3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250％（400％）を下回る蓋然性が高い場合は250％（400％）のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250％のリスクウェイトを適用する方式です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	3,936	3,264	205	177
2	下方パラレルシフト	0	0	▲ 112	▲ 165
3	スティープ化	3,466	2,890		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	上記のうち最大値	3,936	3,264	205	177
		ホ		ヘ	
		2024年度		2025年度	
8	自己資本の額	7,455		7,600	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

索引

省令による開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	13
②理事・監事の氏名及び役職名	13
③事務所の名称及び所在地	14
2. 金庫の主要な事業の内容	13
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	3～4
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
・経常収益・経常利益・当期純利益	35
・出資総額及び出資総口数	35
・純資産額・総資産額	35
・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	35
・単体自己資本比率	35
・出資に対する配当金・配当率	35
・職員数	35
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務純益等	36
・資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	36
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36
・受取利息及び支払利息の増減	36
・総資産経常利益率・総資産当期利益率	36
②預金に関する指標	
・預金種目別平均残高	37
・預金者別預金残高	37
・定期預金金利区分別残高	37
③貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	37
・使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	38
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	38
・預貸率の期末値及び期中平均値	36
④有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
・有価証券の種類別の平均残高	38
・有価証券の残存期間別残高	38
・預証率の期末値及び期中平均値	36
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
・リスク管理の体制	15
・法令遵守の体制	16
・地域密着型金融への取り組み状況	8～10
・金融ADR制度への対応	19

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29～30
(2)リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況	40
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	40
②危険債権に該当する貸出金	40
③三月以上延滞債権に該当する貸出金	40
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
(3)自己資本の充実の状況	41～51
・定性的な開示事項	41～42
・自己資本の構成に関する開示事項	43
・自己資本の充実度に関する事項	44
・信用リスクに関する事項	45～50
・信用リスク削減手法に関する事項	50
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	50
・証券化エクスポージャーに関する事項	50
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	51
・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	51
・金利リスクに関する事項	51
(4)有価証券、金銭の信託に関する価額・時価及び評価損益	38～39
(5)規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(6)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
(7)貸出金償却の額	40
(8)貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている旨	30
(9)財務諸表作成に係る内部監査等の適正性・有効性等の確認	30
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	34
7. 金庫の子会社等に関する事項	該当なし

自主開示項目

・基本方針	2
・地域と当金庫の関わり	5
・SDGsへの取り組み	7
・働きやすい職場づくりへの取り組み	11
・業務・商品・サービスの案内	23～26
・手数料一覧	27～28
・ATM設置状況	14
・お客様情報の管理について	17
・お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ	17
・お客様本位の業務運営に関する取り組み方針	17
・金融商品に係る勧誘方針	18
・サイバーセキュリティ管理に関する基本方針	18



いつでもどこでもハートフル

広島みどり信用金庫

〒727-0013 広島県庄原市西本町三丁目1番8号
TEL:0824-72-5588(代表) FAX:0824-72-7616
<https://www.shinkin.co.jp/midori/>